

商品先物取引業者等の監督の基本的な指針

令和7年7月

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部商品取引グループ

経済産業省商務情報政策局商品市場整備室

改正経緯

平成23年	1月	7日	制定・施行			
平成24年	11月	16日	改正	同年	12月	1日 施行
平成25年	3月	29日	改正	同年	4月	1日 施行
平成26年	6月	23日	改正	同年	7月	1日 施行
平成27年	1月	23日	改正	同年	6月	1日 施行
平成28年	8月	1日	改正	同年	9月	1日 施行
					同年	10月 1日 施行
				平成29年	3月	1日 施行
平成29年	5月	25日	改正	同年	5月	30日 施行
平成29年	7月	14日	改正	同年	7月	14日 施行
令和元年	8月	14日	改正	同年	8月	14日 施行
令和7年	7月	1日	改正	同年	7月	1日 施行

商品先物取引業者等の監督の基本的な指針

I. 基本的考え方

I-1	商品先物取引業者等の監督に関する基本的考え方	1
I-1-1	商品先物取引業者等の監督の目的と主務省の役割	1
I-1-2	商品先物取引業者等の監督に当たっての基本的考え方	2
I-2	本指針の構成	3
I-3	指針の策定	4

II. 監督上の評価項目と諸手続（商品先物取引業者（共通）編）

II-1	経営管理等	5
II-1-1	経営管理	5
II-1-2	商品先物取引業者の役員	7
II-1-3	商品先物取引業を的確に遂行するに足りる人的構成	8
II-2	財務の健全性等	9
II-2-1	財務の健全性	9
II-2-2	純資産額及び純資産額規制比率の正確性	9
II-3	リスク管理	10
II-3-1	事務リスク管理体制	10
II-3-2	システムリスク管理体制	10
II-3-3	危機管理体制	13
II-3-4	市場リスク管理体制	14
II-3-5	取引先リスク管理体制	14
II-3-6	基礎的リスク管理体制	15
II-4	業務の適切性	16
II-4-1	法令等遵守体制	16
II-4-2	適合性の原則	16
II-4-3	勧誘・説明等の体制	20
II-4-3-1	勧誘等における禁止事項	20
II-4-3-2	顧客に対する説明体制	26
II-4-3-3	顧客に関する情報管理体制	30
II-4-3-4	外務員管理体制	31
II-4-3-5	顧客に対する誠実かつ公正の原則	32
II-4-3-6	広告等の留意	32
II-4-3-7	苦情等への対処	33
II-4-3-8	苦情等対処に関する内部管理体制の確立	34
II-4-3-9	顧客資産保全措置	36
II-4-4	商品取引事故に対する監督上の対応	37
II-4-5	商品先物取引仲介業者の法令違反の防止措置	37
II-4-6	行政処分を行う際の留意点	38

Ⅱ－４－６－１	検査結果等への対応	３９
Ⅱ－４－６－２	行政処分	４０
Ⅱ－４－６－３	行政手続法等との関係等	４１
Ⅱ－４－６－４	不利益処分の公表に関する考え方	４１
Ⅱ－５	取引時確認等の措置	４２
Ⅱ－６	反社会的勢力による被害の防止	４６
Ⅱ－７	各種届出	４９
Ⅱ－８	業務に関する帳簿書類関係	５０
Ⅱ－９	商品先物取引業者の許可	５２
Ⅱ－１０	外務員登録	５５
Ⅱ－１１	商品取引責任準備金	５６

Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（商品先物取引業者（商品市場における取引又は外国商品市場取引） 編）

Ⅲ－１	商品先物取引業者の市場仲介機能等の適切な発揮	５７
Ⅲ－１－１	市場仲介者としての信頼性向上	５７
Ⅲ－１－２	委託者に対するチェック機能の発揮	５７
Ⅲ－２	取引一任契約等	５９
Ⅲ－３	プログラム自動取引を受託する場合の留意事項	６０

Ⅳ. 監督上の評価項目と諸手続（店頭商品デリバティブ取引）

Ⅳ－１	法令等遵守体制	６３
Ⅳ－２	勧誘・説明体制	６４
Ⅳ－３	店頭商品デリバティブ取引に係るリスク管理体制	６７
Ⅳ－４	特定店頭商品オプション取引に係る留意事項	６９

Ⅴ. 監督上の評価項目と諸手続（商品先物取引仲介業者）

Ⅴ－１	業務の適切性等	７１
Ⅴ－２	諸手続	７２
Ⅴ－２－１	登録手続	７２
Ⅴ－２－２	登録手続に係る留意事項	７３
Ⅴ－２－３	届出	７４
Ⅴ－２－４	業務に関する帳簿書類関係	７４
Ⅴ－２－５	外務員登録	７５

Ⅵ. 監督上の評価項目と諸手続（特定店頭商品デリバティブ取引業者）

Ⅵ－１	業務の適切性	７６
Ⅵ－２	業務に関する帳簿書類関係	７６
Ⅵ－３	特定店頭商品デリバティブ取引業者の届出	７６
Ⅵ－４	変動証拠金及び当初証拠金の授受に係る措置について	７７
Ⅵ－５	行政処分を行う際の留意点	７８

VII. その他（無許可業者等）

VII－1 無許可業者等の実態把握等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79

VII－2 無許可業者等に係る対応について・・・・・・・・・・・・・・・・ 79

I. 基本的考え方

I-1 商品先物取引業者等の監督に関する基本的考え方

I-1-1 商品先物取引業者等の監督の目的と主務省の役割

「使いやすい」、「透明な」、「トラブルのない」商品市場を実現すべく、平成21年に商品取引所法が改正され、それまで参入規制のなかった海外の取引所取引、店頭取引を新たに参入規制することとなった。このため、改正法（商品先物取引法）では、商品先物取引業者、商品先物取引仲介業者、特定店頭商品デリバティブ取引業者の3類型が対象となった。加えて勧誘規制として、不招請勧誘の禁止規定の導入がされることとなったことから、これらの事業者に適正な商品デリバティブ取引を行っていただくために、本指針を作成するものである。

商品デリバティブ取引を行うに当たっては、委託者等（委託者又は店頭商品デリバティブ取引の相手方をいう。以下同じ。）が相場変動に伴うリスクを理解しつつ自らの責任ある判断の下で積極的に資産運用のための投資を行うとともに、商品先物市場が公正な商品価格の形成、価格変動リスクの緩和や在庫調整等に寄与する公正かつ効率的な産業インフラとしての機能を持つものであることが大前提であり、商品先物取引業者等（商品先物取引業者、商品先物取引仲介業者及び特定店頭商品デリバティブ取引業者をいう。以下同じ。）は、このような取引の仲介者として、重要な役割を果たしている。

商品先物取引業者等の監督の目的は、商品先物取引業等（商品先物取引業、商品先物取引仲介業及び商品先物取引法（以下「法」又は「商先法」という。）第349条第1項に規定する「特定店頭商品デリバティブ取引」を業として行う行為（以下「特定店頭商品デリバティブ取引業」という。）をいう。以下同じ。）を行う者の業務の健全かつ適切な運営を確保し、商品の公正な価格形成等を図り、もって国民経済の健全な発展及び委託者等の保護に資することにある。

このような枠組みの中で、農林水産省及び経済産業省（以下「主務省」という。）の役割は、継続的に情報の収集・分析を行い、商品先物取引業者等の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行い、問題が深刻化する前に改善のための働きかけを行っていくことにある。

具体的には、商品先物取引業者等に対して委託者等の保護をはじめとする各種法令遵守の徹底を求めていくとともに、商品先物取引業者等との定期的・継続的な意見交換等により、業務の状況を適切に把握することや、商品先物取引業者等から提供された各種の情報の蓄積及び分析を行い、経営の健全性の確保等に向けた自主的な取組を早期に促していくことが、重要な役割といえる。

特に、主務省は、個別の商品先物取引業者等の状況のみならず、商品先物取引業者等全体の状況についても幅広く知る立場にあることから、他の商品先物取引業者等との比較分析を通じて、当該商品先物取引業者等が全体の中でどのような状況に置かれているかを的確に把握し、分析結果の商品先物取引業者等への還元及びヒアリングなどを通じて、問題改善が適切になされるよう図っていくことが重要である。

効果的かつ実効性の高い監督行政を行うためには、「オンサイト」と、各種報告に基づく「オフサイト」の双方のモニタリング手法を適切に組み合わせ、それぞれの機能を的確に発揮し、一体として商品先物取引業者等への監督を行うことが求められる。

I－1－2 商品先物取引業者等の監督に当たっての基本的考え方

上記を踏まえると、商品先物取引業者等の監督に当たっての基本的考え方は次のとおりである。

(1) オンサイトとオフサイトの適切な組み合わせ

監督に当たっては、オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることで、実効性の高い商品先物取引業者等の監督を実現することが重要である。このため、主務省においては、以下の点に十分留意することとする。

- ① 検査を通じて把握された問題点については、問題点の改善状況をフォローアップし、その是正につなげていくよう努めること。
- ② 主務省がオフサイト・モニタリングを通じて把握した問題点については、次回検査に向けて十分な分析を行うなど、その活用が図られるようにすること。
- ③ ①及び②の結果に基づき、必要に応じて、行政処分等厳正な監督上の措置を講じること。

(2) 十分な意思疎通の確保

商品先物取引業者等の監督に当たっては、商品先物取引業者等の経営に関する情報を的確に把握・分析し、必要に応じて、適時適切に監督上の対応につなげていくことが重要である。このため、主務省においては、商品先物取引業者等からの報告だけではなく、日頃から十分な意思疎通を図ることを通じて積極的に情報収集する必要がある。具体的には、商品先物取引業者等との日常的なコミュニケーションを確保し、財務情報のみならず、経営に関する様々な情報についても把握するよう努める必要がある。

(3) 自主的な努力の尊重

主務省は、商品先物取引業者等の自己責任原則に則った経営判断を法令等に基づき検証する。

また、商品先物取引業者又は商品先物取引仲介業者の自主的な努力の尊重に配慮し、問題の改善を促していく立場にある。商品先物取引業者等の監督に当たっては、このような立場を十分に踏まえ、商品先物取引業者等の業務運営に関する自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。

(4) 効率的・効果的な監督事務の確保

主務省は、商品先物取引業者等の営業阻害等を防ぐ観点から、監督事務を効率的・効果的に行う必要がある。したがって、商品先物取引業者等に報告や資料提出等を求める場合には、監督上真に必要なものに限定するよう配慮するとともに、現在行っている監督事務の必要性、方法等について常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性の向上を図るよう努めなければならない。

更に、商品先物市場のグローバル化、ボーダーレス化に伴い多様化する商品先物取引業者等の業務に応じた監督事務を行うことに努める必要がある。

(5) 自主規制機関等との連携

市場の実情に精通している自主規制機関としての認可を受けた日本商品先物取引協会（以下「日商協」という。）や商品取引所は、商品先物取引業者等に対し自主的に律していくことにより委託者等からの信頼を確保させる自主規制機能を担っており、主務省はこれらの者の自主

規制機能の発揮を促すとともに、商品先物取引業者等を監督する上で必要な情報交換を行い、商品先物取引業者等に対する信頼確保に向けた密接な連携を図る。

I－2 本指針の構成

本指針は、多様な商品先物取引業者等の監督に当たって、包括的かつ重複を極力排除したものとして策定されている。

具体的には、「Ⅰ」は商品先物取引業者等に適用され、「Ⅱ」は、商品先物取引業者に適用される。「Ⅲ」及び「Ⅳ」は、商品先物取引業者の行う業務の種別に応じて適用されるものである。

また、商品先物取引仲介業者及び特定店頭商品デリバティブ取引業者については、「Ⅴ」及び「Ⅵ」がそれぞれ適用される。

I－3 指針の策定

本指針は、商品先物取引業者等の実態を十分に踏まえ、様々なケースに対応できるように作成したものである。各々の商品先物取引業者等は、公益又は顧客の保護の観点からその経営のあるべき姿を適切に見直して、本指針で示された監督上の評価項目をその経営に反映していくことが求められる。

したがって、本指針の適用に当たっては、各評価項目の字義通りの対応が行われていない場合であっても、公益又は顧客の保護の観点から問題のない限り、直ちに不適切とするものではないことに留意し、機械的・画一的な運用に陥らないように配慮する必要がある。一方、評価項目に係る機能が形式的に具備されていたとしても、公益又は顧客の保護の観点からは必ずしも十分とは言えない場合もあることに留意する必要がある。

Ⅱ．監督上の評価項目と諸手続（商品先物取引業者（共通）編）

Ⅱ－１ 経営管理等

Ⅱ－１－１ 経営管理

商品デリバティブ取引が健全な発展を実現していくためには、商品先物取引業者自らが法令等遵守体制の整備等に努め、委託者等の保護に欠けることのないよう経営を行うことが重要である。日常の監督事務においては、商品先物取引業者の業務執行に対する経営陣の監督が有効に機能しているか、経営陣に対する監視統制が有効に機能しているかといった観点から、望ましいと考えられる商品先物取引業者の経営管理のあり方について検証していく必要がある。

なお、商品先物取引業者である外国法人については、代表取締役を本邦における代表者、取締役会等を本邦における営業所又は事務所における最高意思決定機関等と適宜読み替えるものとする。

商品先物取引業者の経営管理が有効に機能するためには、商品先物取引業者の全役職員が商品デリバティブ取引の担い手として重大な社会的責任を有することを認識した上で、自らに与えられた役割を十分理解しその業務運営に参画していくことが必要である。その中でも特に、代表取締役、取締役・取締役会、監査役・監査役会、内部監査部門の担う責務は重要である。

代表取締役が、商品先物取引業者を代表する権限を付与された取締役として、商品先物取引業者の経営の最高責任を担うことは言うまでもない。取締役会は、商品先物取引業者の経営の最高意思決定機関として、業務執行の具体的な決定を行う権限を有するとともに、代表取締役や担当取締役の行う業務執行を監視し独断的経営を抑止する機能を併せ持つ。監査役・監査役会は、上記のような商品先物取引業者の経営上重要な責務を有する取締役等の業務執行を監査するための広範かつ強力な権限を付託されており、経営監視において重要な職責を有する。

このように、商品先物取引業者の経営にとって重大な役割を果たすべき代表取締役、取締役・取締役会、監査役・監査役会が、その機能を適切に発揮し、与えられた責務を全うしているかどうかを、例えば以下の点に留意して検証することとする。

（注）指名委員会等設置会社である商品先物取引業者については取締役会、各委員会、執行役等の機関等が、監査等委員会設置会社である商品先物取引業者については取締役会、監査等委員会の機関等が、それぞれ与えられた権限等を適切に行使しているかどうかといった観点から検証する必要がある。この場合においては、本指針の趣旨を踏まえ、実態に即して検証を行うこととする。

（１）代表取締役

- ① 代表取締役は、業務推進に係る事柄のみならず、法令等遵守及び内部管理体制の確立・整備に係る事柄を経営の最重要課題の一つとして位置付け、その実践のための具体的方針の策定及び徹底に、誠実にかつ率先垂範して取り組んでいるか。
- ② 代表取締役は、リスク管理部門を軽視することが企業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。
- ③ 代表取締役は、内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できるよう構築（内部監査部門の独立性の確保を含む。）し、定期的にその機能状況を確認しているか。また、被監査部門等におけるリスク管理の状況等を踏まえた上で、監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本事項を承認しているか。

更に、内部監査の結果等については適切な措置を講じているか。

- ④ 代表取締役は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除していくことが、商品先物取引業者に対する公共の信頼を維持し、商品先物取引業者の業務の適切性及び健全性の確保のため不可欠であることを十分認識し、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ。以下「政府指針」という。）の内容を踏まえて取締役会で決定された基本方針を社内外に周知しているか。

（2）取締役・取締役会

- ① 取締役は、業務執行にあたる代表取締役等の独断専行を牽制・抑止し、取締役会における業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的に参加しているか。
- ② 取締役会は、商品先物取引業者が目指すべき全体像等に基づいた経営方針を明確に定めているか。更に、経営方針に沿った経営計画を明確に定め、それを組織全体に周知しているか。また、その達成度合いを定期的に検証し、必要に応じ見直しを行っているか。
- ③ 取締役会は、業務推進に係る事柄のみならず、法令等遵守及び内部管理体制の確立・整備に係る事柄を経営の最重要課題の一つとして位置付け、その実践のための具体的方針の策定に、誠実にかつ率先垂範して取り組んでいるか。また、当該経営方針について社内周知徹底を図っているか。更に、政府指針を踏まえた基本方針を決定し、それを実現するための体制を整備するとともに、定期的にその有効性を検証するなど、法令等遵守・リスク管理事項として、反社会的勢力による被害の防止を明確に位置付けているか。
- ④ 取締役会は、リスク管理を軽視することが企業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理を重視しているか。特に、担当取締役はリスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、各種リスクの測定、モニタリング、リスク管理等の手法について、深い認識と理解を有しているか。
- ⑤ 取締役会は、戦略目標を踏まえた各種リスク管理の方針を明確に定めているか。また、リスク管理の方針を、定期的に、あるいは戦略目標の変化やリスク管理手法の発達等にあわせて随時見直しているか。更に、定期的又は随時にリスクの情報に係る報告を受けて必要な意思決定を行うなど、把握されたリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。
- ⑥ 取締役会は、委託者等の資産の分離保管が委託者等の保護、ひいては商品デリバティブ取引の健全な発展に資するものであることを理解した上で、委託者等の資産の分離保管の重要性を認識しているか。また、委託者等の資産の分離保管の状況について、定期的あるいは随時に報告を受けるなどして、委託者等の資産の分離保管が適切に行われるための体制の整備等に活用しているか。
- ⑦ 取締役会は、内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できるよう構築（内部監査部門の独立性の確保を含む。）し、定期的又は随時にその機能状況を確認しているか。また、被監査部門等におけるリスク管理の状況等を踏まえた上で、監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本事項を承認しているか。更に、内部監査の結果等については適切な措置を講じているか。

（3）監査役・監査役会

- ① 監査役会は、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。

- ② 監査役会は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を実施しているか。
- ③ 監査役会が組織される場合であっても、各監査役は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責任に基づき積極的な監査を実施しているか。
- ④ 監査役会は、外部監査の内容に応じてその結果の報告を受けるなどして、自らの監査の実効性の確保に努めているか。

(4) 内部監査部門

内部監査は、商品先物取引業者の経営目標の実現に寄与することを目的として、被監査部門から独立した立場で、業務執行状況や内部管理・内部統制の適切性、有効性、合理性等を検証・評価し、これに基づいて経営陣に対して助言・勧告等を行うものであり、商品先物取引業者の自律的な企業運営を確保していく上で、最も重要な企業活動の一つである。このような重要性に鑑み、商品先物取引業者の内部監査が有効に機能しているかどうかを、例えば以下の点に留意して検証することとする。

- ① 内部監査部門は、被監査部門に対して十分な牽制機能が働くよう被監査部門から独立し、かつ実効性ある内部監査が実施できる体制となっているか。
- ② 内部監査部門は、商品先物取引業者の全ての業務を監査対象として、被監査部門におけるリスクの管理状況及びリスクの種類等を把握した上で、内部監査計画を立案しているか。
- ③ 内部監査部門は、内部監査計画に基づき、被監査部門に対して効率的かつ実効性ある内部監査を実施しているか。
- ④ 内部監査部門は、日商協の「会員の内部管理責任者等に関する規則」を活用する等により内部管理責任者が適切に配置され、社内で内部管理体制の実効性が確保されていることを確認しているか。
- ⑤ 内部監査部門は、内部監査において把握・指摘した重要な事項を遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。
- ⑥ 内部監査部門は、内部監査における指摘事項に関する被監査部門の改善状況を適切に管理し、その後の内部監査計画に反映しているか。

(5) 外部監査の活用

商品先物取引業者に制度上義務付けられる会計監査人による財務諸表等監査以外に、外部監査人による業務監査（本社、グループ等による監査を含む。）を義務付けるものではない。しかしながら、企業収益の獲得及びリスク管理、あるいは内部管理体制の実効性を確保するためには、会計監査人等によるこれらの外部監査は、商品先物取引業者自らの内部監査と同様に、その有効な活用が確保されることが望ましい。外部監査を用いた場合は、例えば以下の点に留意して検証することとする。

- ① 外部監査において把握・指摘された重要な事項は、遅滞なく取締役会又は監査役会に報告されているか。
- ② 被監査部門は、外部監査における指摘事項を一定期間内に改善しているか。また内部監査部門は、その改善状況を適切に把握・検証しているか。

Ⅱ－１－２ 商品先物取引業者の役員

商品先物取引業者の取締役、執行役又は監査役（以下「役員」という。）の選任議案の決定プ

ロセス等においては、以下の要素が適切に勘案されているか。

- (1) 欠格事由（法第15条第2項第1号イからルまでに掲げるものをいう。）のいずれかに該当しないこと又は許可当時既に該当していたことがないこと。
- (2) 商品先物取引業又はこれに付随する業務等に関し法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反していないこと。
- (3) 商品先物取引業の運営に関し、委託者等の利益を害する事実がないこと。
- (4) 商品先物取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をし、その情状が特に重いと認められることがないこと。
- (5) 法第191条第1項の許可に付した条件に違反していないこと。

II－1－3 商品先物取引業を的確に遂行するに足りる人的構成

商品先物取引業者の役員又は使用人に関する以下の事項に照らし、商品先物取引業を的確に遂行するに足りる人的構成が確保されていると認められるか。

- (1) 商先法等の関連諸規制や本方針で示している経営管理の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、並びに商品先物取引業の公正かつ的確な遂行に必要となるコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験を有している者を確保していること。
- (2) 反社会的勢力でないこと又は反社会的勢力と密接な関係を有していないこと（過去に反社会的勢力であった場合を含む。）。
- (3) 商先法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないこと。
- (5) 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないこと（特に、刑法第246条から第250条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）の罪に問われた場合に留意すること。）。

Ⅱ－２ 財務の健全性等

Ⅱ－２－１ 財務の健全性

商品先物取引業者の純資産額（商品先物取引法施行規則（以下「規則」という。）第８１条）、純資産額規制比率（法第２１１条）、負債比率（規則第１２３条）、流動比率（規則第１２３条）及び純資産額資本金比率（規則第８２条第１項第９号）を維持することは、市況の急激な変化に伴う収入の減少や保有資産の価値の下落等に直面した場合においても、商品先物取引業者の財務の健全性を保ち、委託者等の保護に万全を期すことを目的としている。商品先物取引業者は適切な純資産額及び純資産額規制比率を維持すること等を通じて、その業務に伴うリスクを総体的に把握・管理し、各種リスクが顕在化した場合でもそれに伴う損失に十分耐えられるだけの純資産額を保持しなければならない。主務省としては、自己責任原則の下で行われる適切な純資産額及び純資産額規制比率の維持等を補完する役割を果たすものとして、オフサイト・モニタリングを通じ、商品先物取引業者の財務の健全性の確保のための自主的な取組を促していく必要がある。

Ⅱ－２－２ 純資産額及び純資産額規制比率の正確性

純資産額及び純資産額規制比率の算出の正確性については、法第１９３条第２項及び規則第３８条の規定を十分に踏まえ、検証することとする。

また、市場リスク相当額及び取引先リスク相当額については、規則第９９条の規定に基づく主務大臣の定めるところにより算定した額を、以下の点に留意の上、業務の態様に応じた合理的方法により、毎営業日、把握しているかを確認するものとする。

なお、第一種金融商品取引業を兼業する商品先物取引業者が、規則第１００条第２項の規定に基づき届け出る書面の様式は、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第５６条の２第１項の規定に基づき提出する「モニタリング調査表」における自己資本規制比率に係る様式とする。

上記の場合並びに規則第９９条第２項ただし書の規定に基づき市場リスク相当額及び取引先リスク相当額を把握する場合及び規則第１００条第７項ただし書の規定に基づき自己資本規制比率の状況を把握する場合における算出の正確性に関する管理態勢については、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の該当項目を参照するものとする。

- (１) 商品市場における相場等に係る変動等に基づき、市場リスク相当額を適切に把握しているか。
なお、月末以外においては、固定化されていない純資産額の額に比し建玉が恒常的に小さい等、重要性の乏しいものについては、概算により把握することができるものとする。
- (２) 対象となる全ての取引又は資産等の与信相当額に基づき、取引先リスク相当額を適切に把握しているか。なお、月末以外においては、委託者等未収金及び未収収益については、受託収益に係るもの及び経過的に約定日に計上されるもの（受渡日に入金されなかったものを除く。）を除くことができるものとする。
- (３) 市場リスク相当額及び取引先リスク相当額を、毎営業日、リスク管理について責任を負っている取締役が了知しているか。

Ⅱ－３ リスク管理

Ⅱ－３－１ 事務リスク管理体制

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠り、あるいは事故・不正等を起こすことにより委託者等や商品先物取引業者が損失を被るリスクである。商品先物取引業者は、事務リスクに係る内部管理体制を適切に整備し、商品先物取引業に係る業務の健全かつ適切な運営により、信頼性の確保に努める必要があることから、例えば以下の点に留意して検証することとする。

(１) 主な着眼点

- ① 適切な事務リスク管理体制が整備されているか。
- ② 事務リスクを軽減することの重要性を認識し、事務リスク軽減のための具体的な方策を講じているか。
- ③ 事務リスクの管理部門は、例えば営業を行う部門（主として収益をあげるための業務を行う全ての部門をいう。以下「営業部門」という。）から独立するなど、十分に牽制機能が發揮されるよう体制が整備されているか。事務に係る諸規定が明確に定められているか。また、当該諸規定は必要に応じて適切に見直しが行われているか。
- ④ 内部監査部門は、事務リスク管理体制を監査するため、内部監査を適切に実施しているか。また、事務リスクの管理部門は、営業部門における事務管理体制をチェックする措置を講じているか。両部門は、適宜連携を図り営業部門の事務水準の向上を図っているか。

(２) 事務の外部委託について

商品先物取引業者は事務の外部委託を行う場合でも、当該委託事務に係る最終的な責任を免れるものではないことから、委託者等の保護及び経営の健全性を確保するため、商品先物取引業者の業務内容に応じて、例えば以下の点に留意する必要がある。なお、以下の点はあくまで一般的な着眼点であり、委託事務の内容等に応じ、追加的に検証を必要とする場合があることに留意する。

- ① 外部委託の対象とする事務や外部委託先の選定に関する方針・手続が明確に定められているか。
- ② 外部委託している事務のリスク管理が十分に行えるような体制を構築しているか。
- ③ 外部委託を行うことによって、検査や報告、記録の提出等主務省に対する義務の履行等を妨げないような措置が講じられているか。
- ④ 委託契約によっても商品先物取引業者と委託者等との間の権利義務関係に変更がなく、当該商品先物取引業者が事務を行ったのと同様の権利が確保されていることが明らかか。
- ⑤ 委託事務に関して契約どおりサービスの提供が受けられないときに、商品先物取引業者において委託者等利便に支障が生じることを未然に防止するための体制整備が行われているか。
- ⑥ 委託事務に係る苦情等について、委託者等から商品先物取引業者への直接の連絡窓口を設けるなど適切な苦情相談体制が整備されているか。

Ⅱ－３－２ システムリスク管理体制

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い委託者等や商品先物取引業者が損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用されることによ

り委託者等や商品先物取引業者が損失を被るリスクをいう。近年、商品先物取引業者の経営再編に伴うシステム統合や新商品・サービスの拡大等に伴い、商品先物取引業者の情報システムは一段と高度化・複雑化し、更にコンピュータのネットワーク化の拡大に伴い、重要情報に対する不正なアクセスや漏えい等のリスクが大きくなっている。システムが安全かつ安定的に稼動することは、商品デリバティブ取引及び商品先物取引業者に対する信頼を確保するための大前提であり、システムリスク管理体制の充実強化は極めて重要である。

システムリスク管理体制の検証については、商品先物取引業者の業務内容に応じて、例えば以下の点に留意して検証することとする。

(1) システムリスクに対する認識等

- ① 取締役会等において、システムリスクが十分認識され、全社的なリスク管理の基本方針が策定されているか。
- ② 取締役会等において、システム障害やサイバーセキュリティ事案（以下「システム障害等」という。）の未然防止と発生時の迅速な復旧対応について、経営上の重大な課題と認識され、必要な体制が整備されているか。
(注) サイバーセキュリティ事案とは、情報通信ネットワークや情報システム等の悪用により、サイバー空間を経由して行われる不正侵入、情報の窃取、改ざんや破壊、情報システムの作動停止や誤作動、不正プログラムの実行やDDoS 攻撃等の、いわゆる「サイバー攻撃」により、サイバーセキュリティが脅かされる事案をいう。
- ③ システムリスクに関する情報が、適切に経営者に報告される体制となっているか。

(2) 適切なリスク管理体制の確立

- ① システムリスク管理の基本方針が定められ、管理体制が構築されているか。
- ② 具体的基準に従い管理すべきリスクの所在や種類を特定しているか。
- ③ システムリスク管理体制は、自社の業務の実態やシステム障害等を把握・分析し、システム環境等に応じて、その障害の発生件数・規模をできる限り低下させて適切な品質を維持するような、実効性ある体制となっているか。

(3) システム監査

- ① システム部門から独立した内部監査部門において、システムに精通した監査要員による定期的なシステム監査が行われているか。
- ② 監査の対象はシステムリスクに関する業務全体をカバーしているか。

(4) 安全対策の整備

- ① 安全対策の基本方針が策定されているか。
- ② 定められた方針、基準及び手順に従って安全対策を適正に管理する安全管理者を設置しているか。安全管理者は、システム、データ、ネットワークの管理体制を統括しているか。

(5) 外部委託管理

システムに係る外部委託業務について、リスク管理が適切に行われているか。

(6) コンティンジェンシープラン

- ① コンティンジェンシープラン（システム障害等に係る緊急時対応計画）が策定され、緊急時体制が構築されているか。
- ② コンティンジェンシープランは、自社の業務の実態やシステム環境等に応じて常時見直され、実効性が維持される体制となっているか。

（７）システム統合リスク

- ① 商品先物取引業者の役職員は、システム統合リスクについて十分認識し、そのリスク管理体制を整備しているか。
- ② テスト体制を整備しているか。また、テスト計画はシステム統合に伴う開発内容に適合したものとなっているか。
- ③ 業務を外部委託する場合であっても、商品先物取引業者自らが主体的に関与する体制を構築しているか。
- ④ システム統合に係る重要事項の判断に際して、システム監査人による監査等の第三者機関による評価を活用しているか。

（８）障害発生時の対応

- ① システム障害等が発生した場合に、委託者等に無用の混乱を生じさせないための適切な措置を講じるとともに、速やかに復旧や代替手段の稼働に向けた作業を実施することとなっているか。

また、システム障害等の発生に備え、最悪のシナリオを想定した上で、必要な対応を行う体制となっているか。

- ② システム障害等の発生に備え、外部委託先を含めた報告体制、指揮・命令系統が明確になっているか。
- ③ 経営に重大な影響を及ぼすシステム障害等が発生した場合に、速やかに代表取締役をはじめとする取締役等に報告するとともに、報告に当たっては、最悪のシナリオの下で生じ得る最大リスク等を報告する体制（例えば、顧客に重大な影響を及ぼす可能性がある場合、報告者の判断で過小報告することなく、最大の可能性を速やかに報告すること）となっているか。

また、必要に応じて、対策本部を立ち上げ、代表取締役等自らが適切な指示・命令を行い、速やかに問題の解決を図る体制となっているか。

- ④ 発生したシステム障害等について、原因を分析し、それに応じた再発防止策を講じているか。

また、システム障害等の原因の定期的な傾向分析を行い、それに応じた対応策をとっているか。

- ⑤ システム障害等が発生した場合、速やかに主務省に被害状況等を連絡する体制が整備されているか。
- ⑥ 復旧時、原因解明時には改めて主務省宛てに報告しているか。

（注）報告すべきシステム障害等

その原因の如何を問わず、商品先物取引業者又は商品先物取引業者から業務の委託を受けた者等が現に使用しているシステム・機器（ハードウェアやソフトウェア）に発生した障害であって、商品先物取引その他顧客等に影響を及ぼすもの又はそのおそれのあるものをいう。

ただし、一部のシステム・機器に障害の影響が発生しても他のシステム・機器が速やかに代替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合（例えば、立会時間外に受注システムが停止した場合において、速やかに当該システムに相当する代替システムを起動させることによって受注が可能となり、立会時間に間に合った場合）を除く。なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、顧客や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められるときは、主務省への報告を求めることとする。

Ⅱ－３－３ 危機管理体制

近年、商品先物取引業者が抱えるリスクは多様化・複雑化しており、情報化の進展など商品先物取引業者を取り巻く経営環境の変化も相まって、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機が発生する可能性は否定できず、危機管理の重要性が高まっている。

こうした多様なリスクが顕在化した場合であっても、商品先物取引業者は業務の公共性に鑑み、その機能を極力維持することで、商品市場ひいては社会における無用の混乱を抑止するよう努めることが望ましいと考えられる。以上を踏まえ、商品先物取引業者の監督に当たっては、その業務内容に応じ、例えば以下の点に留意して検証することとする。

（１）平時における危機への対応

- ① 何が危機であるかを認識し、可能な限りその回避・予防に努める（不可避なものは予防策を講じる。）よう、平時より、定期的な点検・訓練を行うなど未然防止に向けた取組に努めているか。
- ② 危機管理マニュアルを策定しているか。また、危機管理マニュアルは自社の業務の実態や自社を取り巻くリスク環境等に応じ、常時見直しを行うなど実効性が維持される体制となっているか。なお、危機管理マニュアルの策定に当たっては、客観的な水準が判定されるものを根拠として設計されることが望ましい。

（参考）想定される危機の事例

- ・ 自然災害（地震、風水害、異常気象、伝染病等）
 - ・ テロ・戦争（国外において発生する場合を含む。）
 - ・ 事故（大規模停電、コンピュータ事故等）
 - ・ 風評（口コミ、インターネット、電子メール、憶測記事によるもの等）
 - ・ 対企業犯罪（脅迫、反社会的勢力の介入、データ盗難、役職員への犯罪等）
 - ・ 業務上のトラブル（苦情・相談対応、データ入力ミス等）
 - ・ 人事上のトラブル（役職員の事故・犯罪、内紛、セクシャルハラスメント等）
 - ・ 労務上のトラブル（内部告発、過労死、職業病、人材流出等）
- ③ 危機管理マニュアルには、危機発生時の初期段階における的確な状況把握による客観的な状況判断を行うことの重要性や情報発信の重要性など、初期対応の重要性が盛り込まれているか。
 - ④ 危機管理マニュアルには、危機発生時における責任体制が明確化され、危機発生時の組織内及び関係機関等（関係当局を含む。）への報告・連絡体制等が整備されているか。また、海外への影響可能性及び危機のレベル・類型に応じた海外主務省その他関係機関への連絡体制が整備されているか。危機発生時の体制整備は、危機のレベル・類型に応じて組織全体を統括する対策本部の下、部門別・営業店別に想定していることが望ましい。

⑤ 日頃からきめ細かな情報発信及び情報収集に努めているか。

(2) 危機発生時における対応

危機的状況の発生又はその可能性が認められる場合には、事態が沈静化するまでの間、当該商品先物取引業者における危機対応の状況（危機管理体制の整備状況、関係者への連絡状況、情報発信の状況）が危機のレベル・類型に応じて十分なものとなっているかについて、定期的にヒアリング又は現地の状況等を確認するなど実態把握に努めているか。主務省としてはそうした実態について適宜報告を求めることとする。

(3) 事態の沈静化後における対応

商品先物取引業者における危機が沈静化した後、危機発生時の対応状況を検証する必要があると認められる場合には、当該商品先物取引業者に対して、事案の概要と対応状況、発生原因分析及び再発防止に向けた取組について、適宜報告を求めることとする。

(4) 風評に対する危機管理体制

- ① 風評リスクへの対応に係る体制が整備されているか。また、風評発生時における本店各部及び営業所の対応方法に関する規定を設けているか。なお、他社や取引先に関する風評が発生した場合の対応方法についても検討しておくことが望ましい。
- ② 風評が伝達される媒体（例えば、インターネット、憶測記事等）に応じて、定期的又は随時に風評のチェックを行っているか。

(5) 業務継続計画（BCP）の作成

大震災などの大規模な災害等の事態においても早期の被害の復旧を図り、必要最小限の業務の継続が行えるよう業務継続計画（BCP：Business continuity plan）を作成しているか。

II－3－4 市場リスク管理体制

市場リスクとは、商品市場における相場等に係る変動その他の理由により発生し得る危険で、主務大臣の定めるところにより算出されたものである。商品先物取引業者は、市場リスクを適切に管理していくことが重要である。

したがって、商品先物取引業者の監督に当たっては、その業務内容に応じ、総合的なリスク管理体制の整備、適切なリスク認識と評価等の適切な設定と管理、役割分担と権限の明確化による相互牽制体制の構築等により、市場リスクが適切に管理されているか、に留意して検証することとする。

II－3－5 取引先リスク管理体制

取引先リスクとは、取引の相手方の契約不履行その他の理由により発生し得る危険で、主務大臣の定めるところにより算出されたものである。商品先物取引業者は、取引先リスクを適切に管理していくことが重要である。

したがって、商品先物取引業者の監督に当たっては、総合的なリスク管理体制の整備、適切なリスク認識と評価の社内検証の実施、役割分担と権限の明確化による相互牽制体制の構築等により、取引先リスクが適切に管理されているか、に留意して検証することとする。

Ⅱ－３－６ 基礎的リスク管理体制

基礎的リスクとは、その他事務処理の誤り等日常的な業務の遂行上発生し得るリスクである。
商品先物取引業者は、基礎的リスクを適切に管理していくことが重要である。

Ⅱ－４ 業務の適切性

Ⅱ－４－１ 法令等遵守体制

我が国経済・産業の発展のためには、公正、透明で効率的な市場の下で、商品デリバティブ取引が適切な方法で提供される必要があり、商品先物取引業者に対する委託者等の信頼は、そのための最も重要な要素の一つである。商品先物取引業者は、法令や業務上の諸規定を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めることが強く求められている。商品先物取引業者のコンプライアンス体制の整備については、その業務内容に応じて、例えば以下のような点に留意して検証することとする。

- (1) コンプライアンスが経営の最重要課題の一つとして位置付けられ、その実践に係る基本的な方針、具体的な実践計画（コンプライアンス・プログラム）や行動規範（倫理規程、コンプライアンス・マニュアル）等が社内規則として策定されているか。また、これらの方針等は役職員に対してその存在及び内容について周知徹底が図られ、十分に理解されるとともに日常の業務運営において実践されているか。
- (2) 実践計画や行動規範は、定期的又は必要に応じ随時に、評価及びフォローアップが行われているか。また、内容の見直しが行われているか。
- (3) コンプライアンス関連の情報が、営業部門、コンプライアンス担当部署／担当者、経営陣の間で、的確に連絡・報告される体制となっているか。
- (4) 社内等又は業界でコンプライアンスに関する研修・教育体制が確立・充実され、役職員のコンプライアンス意識の醸成・向上に努めているか。また、研修の評価及びフォローアップが適宜行われ、内容の見直しを行うなど、法令遵守体制の実効性の確保に努めているか。
- (5) 商品先物取引業者の内部管理体制を強化し、適正な業務の遂行に資するため、商品先物取引業者における法令諸規定等の遵守状況を管理する業務を担う者の機能が十分に発揮される体制となっているか。

Ⅱ－４－２ 適合性の原則

商品先物取引業者は、法第２１５条の規定に基づき、商品取引契約を締結する前に、顧客の知識、経験、財産の状況、商品取引契約を締結する目的に応じた取引内容や取引条件に留意し、適合性の原則に照らして不相当と認められる勧誘に該当するか否か（（４）②参照）の総合的な判断を合理的に行うことにより、適正な勧誘の履行を確保する必要がある。

そのため、顧客の属性等及び取引実態を的確に把握し得る顧客管理体制を確立することが重要であり、例えば以下のような点に留意して検証することとする（特に、インターネット取引については、その非対面性に鑑みて細心の注意を払うこと。）。

なお、適合性の原則における「勧誘」とは、商品先物取引業者が顧客に対して、商品取引契約の締結又は契約締結後の個々の取引の委託等の意思形成に影響を与える程度に商品デリバティブ取引を勧める行為をいう。したがって、初めて勧誘する顧客に商品取引契約の締結を勧める場合のみならず、既に取引を行っている顧客に取引枚数を増やすことを勧める場合なども「勧

誘」に含まれる。

また、このように直接取引を勧める場合のほか、客観的にみて顧客の取引の委託等の意思決定に影響を与える程度に商品デリバティブ取引のメリットを強調する場合もここでの「勧誘」に含まれる。一方、客観的な事実の確認のみを行うなど、顧客の意思決定に影響しない説明を行い、顧客が自己責任に基づき委託等の意思決定を行っている場合はここでの「勧誘」には該当しない。

ただし、法第220条の4の規定に基づき、顧客が特定委託者（一般顧客とみなされる者を除き、特定委託者とみなされる者を含む。以下同じ。）及び特定当業者（一般顧客とみなされる者を除き、特定当業者とみなされる者を含む。以下同じ。）である場合については、適合性の原則が適用されない点に留意が必要である。

（1）顧客の属性等の的確な把握及び顧客情報の管理の徹底

- ① 顧客の知識、経験、財産の状況、商品取引契約を締結する目的等について、顧客カード等の整備と併せ適時の把握に努めるとともに、勧誘に当たっては、当該顧客の属性等に則した適切な勧誘に努めるよう役職員に徹底しているか。
- ② 顧客管理部門においては、顧客の属性等の把握の状況及び顧客情報の管理の状況を把握するように努め、顧客の属性等に照らして適切な勧誘が行われているか等についての検証を行うとともに、検証結果を踏まえて、必要な顧客の属性等の顧客情報の管理方法の見直しを行う等、必要に応じて、その状況を把握・検証し、その実効性を確保する体制構築に努めているか。

（2）顧客の取引実態の的確な把握及びその効果的活用

- ① 顧客の取引実態の把握については、例えば、顧客口座ごとの売買損、評価損、取引回数、証拠金合計額、手数料といった取引実態を、顧客の取引実態の把握の参考としているか。
- ② 取引実態の把握において、取引内容を直接顧客に確認する必要があると判断した顧客については、例えば各営業部門における管理責任者等（担当者以外の責任者で部店長等を含む。以下同じ。）による顧客面談等を適時・適切に実施し、取引実態の的確な把握に努めているか。また、商品取引契約締結以降も、長期にわたって取引が継続する商品デリバティブ取引の実態の把握について、同様の取組をしているか。
- ③ 顧客管理部門においては、各営業部門における管理責任者等が行う顧客面談等に係る具体的な方法を定め、当該方法を役職員に周知徹底するとともに、顧客面談等の状況を把握・検証し、当該方法の見直し等、その実効性を確保する体制を構築するよう努めているか。

（3）顧客の取扱いについて

特定委託者、特定当業者及び一般顧客の取扱い及びそれらの間の移行手続について明確にした社内規則等が策定され、その遵守のために適正な管理体制が構築され、安易な特定委託者又は特定当業者への移行を防止するよう厳正な審査に努めているか。

（4）個人顧客との間の取引行為に係る考慮事項

- ① 勧誘に当たっての前提となる顧客の属性等の把握の方法
イ 適合性の原則に照らして不適当と認められる勧誘に該当するか否か（②参照）の総合的な判断を合理的に行うために、商品先物取引業者は、顧客に適合性の原則の趣旨を説

明した上で、顧客の知識、経験、財産の状況及び商品取引契約を締結する目的に関する情報の提供を求め、顧客の属性等の把握に努めているか。

具体的には、商品先物取引業者は、取引を勧誘する顧客について、その申告に基づき、a 氏名、b 住所、c 生年月日、d 職業、e 収入、f 財産の状況、g 投資可能資金額、h 商品デリバティブ取引その他の投資経験の有無及びその程度、i 商品取引契約を締結する目的等について、情報収集を行っているか（法第2条第10項第1号ニの規定に基づいて行われる金地金等を対象とした現物取引（以下「取引所現物取引」という。）についてはgに関する情報収集を省略することができるものとする。）。

さらに、これらの情報を記載した顧客カードを作成し、その情報に変更があればその都度更新し、顧客情報を適切に管理しているか。例えば、顧客の勤務先の異動等や必要に応じた属性の見直しは行われているか。

ロ 「投資可能資金額」とは、顧客が、商品デリバティブ取引（取引所現物取引を除く。以下（4）において同じ。）の性質を十分に理解した上で、損失（手数料等を含む。）を被っても生活に支障のない範囲で定める資金額であり、顧客の適合性を判断する上で重要な要素と考えられるところ、商品先物取引業者は、顧客に投資可能資金額の申告を求めるときは、その意味を顧客が理解できるよう、特に、老後の生活の備えとして蓄えた財産まで投資することとなっていないか、商品デリバティブ取引の仕組み・リスク等を分かりやすく説明し、顧客が十分に理解しているかについて、適切に把握しているか。

顧客による投資可能資金額の自己申告の内容が、当該顧客の収入や資産等の属性に鑑みて過大でないことについて、書面等の形式的な審査を行うにとどまらず、当該自己申告の内容に実態との齟齬があるとの疑念が生じる場合には、例えば、管理部門等が当該自己申告の内容を当該顧客に対して確認し、その応答如何によっては、さらに、収入や資産の種類を質問したり、場合によってはその証明を求めるなど適切な方法による審査を行っているか。また、そのための社内規則が策定され、その遵守のために適正な管理体制が構築されているか。

② 具体例

イ 次に掲げる勧誘は、適合性の原則に照らして、不适当と認められる勧誘であると考えられる（取引所現物取引においてはf及びgを除く。）。

a 未成年、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者に対する勧誘

b 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者に対する勧誘

c 破産者で復権を得ない者に対する勧誘

d 商品デリバティブ取引及び取引所現物取引をするための借入れを勧めての勧誘

e 損失が生ずるおそれのある取引を望まない者に対する勧誘

f 取引証拠金等の額を上回る損失が生ずるおそれのある取引を望まない者に対する、取引証拠金等の額を上回る損失が生ずるおそれがある取引の勧誘

g 規則第102条の2第3号により行うことが可能とされている勧誘を受けて商品取引契約を締結した者（直近の3年以内に延べ90日間以上にわたり商品デリバティブ取引（損失限定取引を除く。）を行った者を除く。）に対する、契約締結後最初の取引を行う日から最低90日を経過する日までの期間において、取引証拠金等の額が投資上限額（規則第102条の2第3号ハ（2）に規定する投資上限額をいう。以下同じ。）の3分の1の額に達することとなる取引の勧誘

ロ 次に掲げる勧誘は、適合性の原則に照らして、不適当と認められるおそれのある勧誘であると考えられる（取引所現物取引においてはc及びeを除く。）。

ただし、該当する項目があるからといって、直ちに適合性の原則に照らして、不適当と認められるものではなく、ハに記載する「業者内審査手続等」において、特に厳格に審査した上で、適合性の原則に照らして適当と認められる勧誘であることを確認した場合には、直ちに適合性の原則に照らして不適当と認められる勧誘にはならないと考えられる。具体的には、商品先物取引業者の側において、法第215条に規定する「顧客の知識、経験、財産の状況、商品取引契約を締結する目的」のほか、①イに例示する生年月日（年齢）、収入（年収）等の顧客の属性等を総合的に勘案して、適合性の原則に照らして適当であることを合理的に判断し、以下に示す審査過程と判断根拠を具体的に記載した書面等にその記録を残すなどの対応が必要である。

a 給与所得等の定期的所得以外の所得である年金、恩給、退職金、保険金等（以下「年金等」という。）により生計を立てている者に対する勧誘

b 一定以上の収入（例えば、年間500万円以上）を有しない者に対する勧誘

c 投資可能資金額を超える損失を発生させる可能性の高い取引に係る勧誘（取引を継続することにより、投資可能資金額を超える損失が発生する可能性が高い場合に、当該取引の継続を勧める行為を含む。）

d 高齢者（例えば、年齢75歳以上の者）に対する勧誘

e デリバティブ取引の経験がない者に対する勧誘

ハ 業者内審査手続等

適合性の原則に照らして適当と認められる勧誘であるか否かの基準については、イ、ロに掲げる例のほか、顧客の類型や取引経験等を勘案し、各業者において適切な基準を策定する必要がある。なお、イ又はロに該当しない顧客であっても、適切に顧客情報を審査しなければならない。これらの適合性の原則に関する社内審査については、日商協の自主規制ルールの内容に適合する必要がある。

また、対面営業による勧誘を行う場合においては、顧客情報等について外務員による一連の勧誘過程における確認に加え、最終的に業者内の顧客管理部門において確認し、一連の記録を作成することが求められ、勧誘過程において顧客が適合性を有しないことが判明した場合には、直ちに勧誘を中止しなければならない。

業者内審査手続については、各業者で顧客の類型やビジネスモデルに応じた適合性の審査にふさわしい手続を定めることとし、その中で、特に厳格な審査が必要な場面を想定し、これを本店レベルにおいて、①営業部門とは独立した組織である管理部門において適合性を厳格に審査し、②総括管理責任者（最終的に管理部門を総括する役員クラスの者）がこれを決裁することとする。管理部門の職員が営業部門の役職を兼務するのは適当ではない。なお、商品先物取引業者が金融商品取引業を兼業する場合に、管理部門の職員が両方の管理業務を兼務することは妨げられない。業者内審査手続においては、審査過程と判断根拠を具体的に記載した書面を作成し、その記録を残さなければならない。特に、ロのただし書に基づく勧誘を行う場合には、当該業者内審査手続のため、管理部門において、適合性の原則に照らして不適当と認められる勧誘が行われていないかどうか、特に厳格に審査することとする。

また、規則第102条の2第2号及び第3号により行うことが可能とされている勧誘に当たっては、適合性の確認は、特に厳格な審査が必要なものとして行うよう管理体制を整

え、当該管理体制を社内へ周知徹底するとともに、外務員への指導・教育等の対応を図る必要がある。

Ⅱ－４－３ 勧誘・説明等の体制

Ⅱ－４－３－１ 勧誘等における禁止事項

顧客に対する勧誘等については、以下の点に留意する必要がある。

(1) 断定的判断の提供（法第214条第1号）

「不確実な事項」とは、商品の価格動向、商品デリバティブ取引による損益等が該当する。

① 「必ず値上がりする。」、「必ず値下がりする。」、「絶対利益が出ます。」、「損はしません。」等の表現を使用していないか。

② 「確実であると誤認させるおそれのあることを告げて」とは、「必ず」等の表現を使用しなくとも、例えば、「100%とは言えないが値上がりが期待できる。」等の表現により、その表現の前後の文脈や説明の状況から判断して、それが顧客をして「値上がりは間違いない。」と誤認させるおそれがないか（その際、顧客に損害が生じたか否かは関係ない。）。

商品先物取引業者の言動が「確実であると誤認させるおそれのあることを告げる」ものであったか否かは当該勧誘を受ける顧客の属性等を勘案して判断される点に留意するものとする。例えば、商品デリバティブ取引につき専門的知識と豊富な経験を持つ顧客に対しては、商品先物取引業者の言動が「確実であると誤認させるおそれのあることを告げる」に該当しないこともあり得る。

(2) 委託又は申込みを行わない旨を表示した顧客への勧誘の禁止（法第214条第5号）

顧客が委託若しくは申込みを行わない旨又は勧誘を受けることを希望しない旨の意思表示することには、商品デリバティブ取引に関し「いりません。」、「関心がありません。」、「興味がありません。」などと表明することが含まれる。

① 顧客からこのような意思が明確になされたにもかかわらず、その内容に反して、当該顧客に対して継続して勧誘を行っていないか、又は、その後改めて電話をかけてあるいは顧客を訪問して勧誘を行っていないか（例えば、単に住居の戸口に「勧誘お断り」の表示をしている場合には、意思表示の対象やその内容が不明確であることから、直ちに委託又は申込みを行わない旨の意思の表示には当たらないと考えられるが、勧誘に際し顧客の意思を確認することが必要である。また、顧客が「今は忙しいので後日にして欲しい。」とのみ告げた場合など、顧客が特定の状況での勧誘行為に対する拒絶の意思を表明した場合は、客観的状況から合理的に認められる当該顧客の意思を踏まえて、当該特定の状況が変化した後再び勧誘を行うことは妨げられない。一方、その意思表示の対象が明確であると考えられる表示をしている場合には、当該顧客に対して勧誘を行うことは本規定に違反すると考えられる。）。

② 一方、顧客が「もう二度と来ないで欲しい。」と告げた場合など、客観的状況から合理的に判断される当該顧客の意思が、時期を問わず勧誘を拒絶するものであるにもかかわらず、再び勧誘を行っていないか。

(3) 迷惑勧誘（法第214条第6号）

「迷惑を覚えさせるような仕方」とは、社会通念上、迷惑であると考えられる時間・場所・方法による勧誘であり、実際に勧誘を受けた顧客が迷惑と感ずることは必要ではない。具体的な行為の本規定への該当性は、個別事例ごとと具体的な状況を総合的に考慮し、社会通念上「迷惑」と考えられる勧誘か否かによって判断される点に留意する必要があるが、例えば、次に掲げる勧誘は本規定に該当すると考えられることに留意する必要がある（ただし、時間・場所・方法についての顧客による事前の具体的な指示又は承諾に基づく場合を除く。）。

- ① 夜間・早朝、勤務時間中等の迷惑な時間帯に、電話又は訪問による勧誘を行うこと。
- ② 顧客の意思に反して、長時間に亘る勧誘を行うこと。
- ③ 顧客に対し、大声を上げる等威迫し、困惑させ、又は不安の念を生じさせるような勧誘を行うこと。
- ④ 顧客が迷惑であると表明した時間・場所・方法で勧誘を行うこと。

（４）勧誘を受ける意思の確認（法第２１４条第７号）

① 勧誘に先立っての告知

「勧誘に先立って」「自己の商号又は名称及び商品取引契約の締結の勧誘である旨」を告げるとは、電話勧誘及び訪問勧誘に当たっては、相手が出たときに、勧誘に入る前に、顧客に対して、自らの商号又は名称及びこれから行おうとする勧誘が商品取引契約の締結についての勧誘である旨を告げることである。

また、（５）①イに掲げる商品取引契約以外の商品取引契約については、顧客への訪問に先立って電話でアポイントをとる場合においても、本号の告知を行う必要がある。

イ. 商品取引契約の勧誘を行うことを告げずに世間話やアンケートを行った後に商品取引契約の勧誘を行っていないか。

ロ. また、「自己の商号又は名称及び商品取引契約の締結の勧誘である旨」を告げる際、商品先物取引業者は、顧客がその勧誘を受けるか否かを判断できるよう、これから行おうとする勧誘がどのような取引についての勧誘なのか明確に伝えているか、また、顧客が商品取引契約を現物の商品や有価証券の取引等と混同することのないよう留意しているか。

② 顧客の意思確認

「勧誘を受ける意思の有無を確認」とは、例えば、「これから商品先物取引の勧誘をさせて頂いてよろしいですか。」等の質問を行うことによって、顧客に勧誘を受ける意思があるかを問いかけ、それに対する顧客の意思表示を明示的に確認することを行う。

このため、商品先物取引業者が顧客の意思表示を待たずに勧誘を開始すること、商品先物取引業者が顧客の意思表示を聞き流して勧誘を開始することは、顧客の意思を適切に確認したことにならない。

また、仮に、顧客が婉曲的な表現を用いるなど、その意思表示に不明な点がある場合は、商品先物取引業者は顧客の意思を再確認することが求められる点に留意が必要である。

（５）不招請勧誘の禁止（法第２１４条第９号）

① 不招請勧誘が禁止される商品取引契約

不招請勧誘の禁止の対象は、個人顧客を相手方とし、又は個人顧客のために行われる次の商品取引契約の勧誘である（商品先物取引法施行令（以下「施行令」という。）第３０条）。

イ．（商品市場における取引及び外国商品市場取引）

商品市場における相場等に係る変動により、当該商品取引契約に基づく取引について当該個人顧客に損失が生ずることとなるおそれがある場合における当該損失の額が、取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがあるもの

ロ．（店頭商品デリバティブ取引）

すべての商品取引契約

② 不招請勧誘の禁止の内容

上記①イ又はロに掲げる商品取引契約の締結の勧誘を要請していない個人顧客に対し、「訪問し、又は電話をかけて」当該商品取引契約の締結の勧誘（商品取引契約の締結を目的とした勧誘受諾意思の確認や適合性を含む一切の行為をいう。以下この（５）において同じ。）をすることは、規則第１０２条の２に規定する行為を除き、許されない。勧誘の要請とは、顧客が業者に対して自らに対して勧誘を行うことを明確に求めることを指し、例えば、一般的事項に関する照会や、取引概要に関する資料請求を行ったことのみをもって、当該顧客が勧誘の要請を行ったとみなすことはできない。

また、法第２１４条第７号に基づく勧誘を受ける意思の確認及び規則第１０２条の２第２号又は第３号に基づく説明を行う前に、顧客に対して勧誘を行うことは、法第２１４条第７号に基づく勧誘を受ける意思を確認しないで行う勧誘の禁止規定及び同条第９号に規定する不招請勧誘の禁止規定に抵触する。さらに、顧客から勧誘の要請があった場合でも、その前に顧客に対して勧誘がなされたことを受けて顧客が勧誘を要請するなど、実質的に顧客からの勧誘の要請があったと考えられない場合には、法第２１４条第９号に規定する不招請勧誘の禁止規定に抵触する。

③ 不招請勧誘の禁止に抵触しない事例

法第２１４条第９号は、個人顧客に対し「訪問し、又は電話をかけて」勧誘することを禁じる規定であることから、例えば、ダイレクトメールを個人顧客に対して送付する行為は、本規定との関係では妨げられない。また、顧客から来店又は電話をかけて勧誘要請してきた場合、本規定は適用されないが、実質的に顧客からの勧誘の要請があったと考えられない場合には、法第２１４条第９号に規定する不招請勧誘の禁止規定に抵触する。

④ 顧客からの勧誘の招請状況等の把握

商品先物取引業者は、以下のとおり顧客からの勧誘の招請状況を的確に把握し得る顧客管理体制を確立することが重要である。

イ．顧客からの勧誘の招請状況又は過去の取引実態等について、例えば、顧客カードの整備等により、適時の把握に努めるとともに、勧誘に当たっては、当該顧客からの勧誘の招請状況又は過去の取引実態等に則した適正な勧誘に努めるよう役職員に徹底されていること。

ロ．顧客からの勧誘の招請状況又は過去の取引実態等の顧客情報の管理について、具体的な取扱方法を定め、当該方法を役職員に周知徹底すること。特に、顧客情報については、守秘義務等の観点から十分に検討を行った上で取扱方法を定めていること。

ハ．顧客管理部門においては、顧客からの勧誘の招請状況及び過去の取引実態等の把握及び顧客情報の管理の状況を把握するように努め、必要に応じて、適切な勧誘が行われているか等についての検証を行うとともに、顧客情報の管理方法の見直しを行う等、その実効性を確保する体制の構築に努めていること。

⑤ 顧客を集めての勧誘

不招請勧誘の禁止規定は「訪問し、又は電話をかけて」勧誘することを禁じる規定であるが、当該規定の趣旨の潜脱を防止するため、規則第103条第1項第10号に規定する事項について、下記の点に留意する必要がある。

イ．セミナー等（講演会、学習会、説明会等の名目の如何を問わない。以下同じ。）を開催して顧客を集め、当該顧客に対して施行令第30条に規定する商品取引契約の締結の勧誘を行う場合には、当該セミナー等に係る広告等及び送付する案内状等に、施行令第30条に規定する商品取引契約の締結を勧誘する目的があることをあらかじめ明示しなければならない。

ロ．規則第103条第1項第10号の「商品取引契約の締結を勧誘する目的があることをあらかじめ明示」とするとは、セミナー等の名称が、施行令第30条に規定する商品取引契約に関連するものであることを明確に表していることのみでは足りず、当該商品取引契約の勧誘を行う目的がある旨を明確に表示していなければならない。

⑥ 損失限定取引又は貴金属等現物取引の経験者

損失限定取引又は貴金属等現物取引を行っている顧客は、不招請勧誘の禁止規定の適用除外である規則第102条の2第1号イからニまでに掲げるそれぞれの契約について、規則第102条の2第1号に規定する「継続的取引関係にある顧客」又は同条第2号に規定する「他社契約者」には該当しない。したがって、損失限定取引又は貴金属等現物取引を行っている当該顧客に対して、勧誘の要請がないにもかかわらず「損失が取引証拠金を上回る取引」（以下「通常取引等」という。）に係る勧誘を行った場合には、不招請勧誘の禁止規定が適用される。このため、損失限定取引又は貴金属等現物取引のために訪問し、又は電話をかけた際に、勧誘の要請がないにもかかわらず通常取引等の勧誘を行うことは、法第214条第9号に規定する不招請勧誘の禁止規定に抵触する。

また、損失限定取引又は貴金属等現物取引の目的で来店又は電話をかけてきた顧客に対して、勧誘を受ける意思の有無を確認せずに通常取引等の勧誘をすることは、法第214条第7号に規定する勧誘を受ける意思を確認しないで行う勧誘の禁止規定に抵触する。

⑦ 不招請勧誘禁止の対象から除外される勧誘行為

規則第102条の2に規定する勧誘行為については、法第214条第9号で禁止される行為に該当しない。ただし、規則第102条の2第2号及び第3号に規定する勧誘行為は、当該各号に定める条件に従って、適切に行われなければならない。

なお、この場合であっても、法第215条の「適合性の原則」により、顧客の知識、経験、財産の状況及び商品取引契約を締結する目的に照らして不適当と認められる勧誘を行ってはならない。

イ．他社契約者である顧客に対する不招請勧誘

規則第102条の2第2号に規定する他社契約者である顧客に対する勧誘については、法第214条第7号に基づく勧誘を受ける意思の確認を行う際に、併せて、他社契約者でなければ契約を締結できない旨の条件を説明してからでなければ、これら以外の勧誘行為を行ってはならない。当該確認及び説明の前に勧誘を行うことは、法第214条第7号に規定する勧誘を受ける意思を確認しないで行う勧誘の禁止規定及び同条第9号に規定する不招請勧誘の禁止規定に抵触する。また、当該説明の際に、勧誘条件を満たさないことが判明した場合には、速やかに電話を切る等の対応を行わなければならない。なお、勧誘条件を満たさないことがあらかじめ判明している場合には、電話をかける等の行為を行ってはならない。

また、商品先物取引業者の誘導により、規則第102条の2第2号ロに規定する「他社契約者であることを自ら申告した書面」において、事実と異なる内容が申告され、当該書面を用いて同号ロの確認が行われた場合には、当該確認が行われたとは認められない。

なお、規則第102条の2第2号イに規定する「当該説明を受けたことを当該顧客が証する書面」及び同号ロに定める「他社契約者であることを自ら申告した書面」については、日商協の策定する自主規制ルールに適合した内容としなければならない。

ロ．顧客（継続的取引関係にある顧客及び他社契約者である顧客を除く。）に対する不招請勧誘

（i）勧誘に先立つ条件説明

規則第102条の2第3号に規定する顧客に対する勧誘については、法第214条第7号に基づく勧誘を受ける意思の確認を行う際に併せて、顧客に規則102条の2第3号イ（1）から（3）までに掲げる条件を説明してからでなければ、これら以外の勧誘行為を行ってはならない。当該確認及び説明の前に勧誘を行うことは、法第214条第7号に規定する勧誘を受ける意思を確認しないで行う勧誘の禁止規定及び同条第9号に規定する不招請勧誘の禁止規定に抵触する。また、当該説明の際には、上記イと同様に、勧誘条件を満たさないことが判明した場合には、速やかに電話を切る等の対応を行わなければならない。なお、勧誘条件を満たさないことがあらかじめ判明している場合には、電話をかける等の行為を行ってはならない。

（ii）契約できる条件の確認

商品先物取引業者の誘導により、規則第102条の2第3号ロ（1）から（3）までに規定する書面において、事実と異なる内容が申告され、当該書面を用いて同号ロの確認が行われた場合には、当該確認が行われたとは認められない。また、規則第102条の2第3号イに規定する「当該説明を受けたことを当該顧客が証する書面」及び同号ロ（1）から（3）までに規定する書面については、日商協の策定する自主規制ルールに適合した内容としなければならない。

なお、規則102条の2第3号ロの規定による確認又は保存に際し、同号ロ（1）の「身分証明書その他の当該顧客の年齢又は生年月日を証する書面」及び同号ロ（3）の「資格証明書その他の当該顧客が資格保有者であることを証する書面」については、複写で足りるものとする。

（iii）理解度確認

規則第102条の2第3号に規定する「顧客（継続的取引関係にある顧客及び他社契約者である顧客を除く。）」に対する勧誘において、同号イ（3）（i）に規定する「法第217条第1項第1号から第3号までに掲げる事項について適切な理解がなされているかどうか」の確認（以下「理解度確認」という。）に当たっては、それが顧客自身の理解を確認するものであることに鑑み、次に掲げる条件を満たす必要がある。

（イ）理解度確認に使用する書面や実施方法については、日商協の策定する自主規制ルールに適合した、顧客がその内容を十分に理解していることが確認できるものとしなければならない（電子情報処理組織を使用して行われる場合も同様とする。）。

（ロ）理解度確認はテスト形式で行われるものであり、顧客が全問正答しない限り、商品先物に対する理解度があるとは認められない。なお、全問正答できなかった顧客に対し、改めて理解度確認を行うことは可能であるが、その場合には顧客が既に解

答した問題と同一の問題を用いてはならない。

(ハ) 顧客の自由な意思によらない理解度確認を求めてはならない。また、商品先物取引業者の役職員が顧客に対して解答を示唆してはならない。

(ニ) 営業部門とは独立した管理部門において、顧客への理解度確認に係る書面の送付、顧客からの回答の回収、採点、顧客への結果通知を行わなければならない。また、管理部門以外に所属する商品先物取引業者の役職員が当該書面を送付前に入手するなど、当該書面の内容を送付前に知ることのないよう、管理部門は理解度確認に使用する書面の情報を管理しなければならない。

(iv) 熟慮期間の設定

外務員は、熟慮期間（規則第102条の2第3号ハ（1）に規定する「当該商品取引契約を締結した日から14日以内」の期間をいう。以下同じ。）中の顧客に対し、顧客自らの意思で商品先物取引を行うか否か判断することを促す観点から、顧客からの求めがない限り、当該顧客への情報提供等の顧客への接触を行うことは適当でない。

(v) 投資上限額

投資上限額とは、委託者保護の観点から顧客の保有する金融資産等から一定のルールに従い設定されるものであり、当該顧客の年収と保有金融資産額との合計額の3分の1の額を超えて投資上限額を設定してはならず、又は引き上げるべき旨の勧誘を行ってはならない。

また、商品取引契約の締結から1年間は、設定された投資上限額を超えて取引証拠金等を受領できず、又は取引証拠金等の額が投資上限額に達した場合には、決済を結了しなければならない旨及び決済方法を契約締結前交付書面等に記載し、商品取引契約を締結する前に、あらかじめ顧客に説明しなければならない。

ハ. 商品先物取引業者の計算とみなす取引

規則第102条の2第2号及び第3号に規定する行為においては、上記イ及びロに従った説明や確認等を行わなければならない。特に、規則第102条の2第2号イ及びロ並びに第3号イ及びロに規定する書面については、当該書面の確認などの日から10年間保存しなければならない。これらに反した取引若しくは事実と異なることを知りながら取引を行った場合、熟慮期間中に取引を行った場合又は投資上限額を超えて取引証拠金等を受領し、若しくは取引証拠金等の額が投資上限額に達したにもかかわらず決済を結了せずに取引を行った場合には、当該取引は商品先物取引業者の自己の計算においてしたものとみなされることに留意する必要がある。

ニ. 内部管理体制の構築

規則第103条第1項第28号に規定する体制を整備していない場合には、規則第102条の2第2号及び第3号に規定する行為を行うことは禁止されている。特に、委託者保護に欠けることにならないよう、一連の勧誘過程における記録の作成とその保存、Ⅱ-4-1、Ⅱ-4-2（4）②ハ、Ⅱ-4-3-4及びⅡ-4-3-8に従った、特に厳格な業者内審査手続き体制の構築、苦情等の対処に関する内部管理体制等を内容とした社内規則やマニュアル等を整備し、社内研修等を通じて、役職員に周知徹底することや、内部監査部門等において、定期的又は随時に監査を実施することが重要である。

（6）特別の利益の提供の禁止（法第214条第10号、規則第103条第1項第5号）

委託手数料の割引等が規則第103条第1項第5号の「特別の利益の提供」に該当するかは、個別事案ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものであるが、取引条件の設定が不当でないこと、社内の手数料テーブルや同様の取引条件にある他の顧客に対して行っている割引率などを考慮して、社会通念上妥当と認められる範囲を超える場合には、同号の「特別の利益の提供」に該当する可能性がある点に留意する必要がある。

Ⅱ－４－３－２ 顧客に対する説明体制

商品デリバティブ取引は、相当程度の専門知識が要求されるものがあるが、顧客は必ずしも専門知識や経験等が十分ではないと考えられることから、商品先物取引業者が判断材料となる情報を正確かつ公平に顧客へ開示するなど、説明責任が履行される必要がある。したがって、顧客に対する説明等においては、以下の点に留意するものとする。

(1) 説明体制に関する主な着眼点

① 適合性の原則を踏まえた説明体制の整備

契約締結前交付書面の記載事項を説明する場合において、顧客の知識、経験、財産の状況及び商品取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度を適切に選択し、適合性の原則を踏まえた適切な説明がなされる体制が整備されているか。

② 適切な取引の仕組み等の説明等の実施

イ. 取引を行うメリットのみを強調し、取引による損失の発生やリスク等のデメリットの説明が不足していないか。

ロ. セールストーク等に虚偽や断定的な判断の提供となるようなものはないか。

ハ. 商品や取引を説明する際の説明内容は客観的なものか、恣意的、主観的なものになっていないか。

ニ. 商品や取引の内容（基本的な商品性及びリスクの内容、種類や変動要因等）を十分理解させるように説明しているか。

特に、契約締結前交付書面に係る規定の趣旨等を踏まえ、顧客判断に影響を及ぼす重要な事項を丁寧に説明するなど、顧客が理解をする意欲を失わないよう努めているか。

ホ. 当該商品デリバティブ取引に関して誤解を与える説明をしていないか。特に、商品先物取引業者によって元本が保証されているとの誤解を与えるおそれのある説明をしていないか。また、商品デリバティブ取引において、相場の変動等により損金が発生した場合、そのポジションを保持するために追加的に証拠金又は現金を預託しなければならない必要があるにもかかわらず、その説明を怠り、顧客に誤解を与えるおそれのある説明をしていないか。

ヘ. 第三者が作成した相場予測等を記載した資料（新聞記事、アナリストレポート等を含む。）を用いて勧誘を行う場合において、当該相場予測等の内容が偏ったもののみを恣意的に利用していないか。

ト. その他、顧客に不当な負担となる、あるいは経済合理性に欠ける商品や取引の勧誘に当たる、又は商品取引契約を締結するに当たって重要な事項の説明不足があるものではないか。

③ 約定内容等の説明

商品デリバティブ取引の約定後に、約定内容（約定日時、約定金額又は約定数値等）につ

いて顧客から提示要請があった場合に、当該情報を顧客に対して適切に提示しているか。

④ インターネットを通じた説明の方法

施行令第31条第1項に規定する顧客の承諾を得て商品デリバティブ取引の仕組み等の説明をインターネットを通じて行う場合においては、顧客がその操作する電子計算機の画面上に表示される説明事項を読み、その内容を理解した上で画面上のボタンをクリックする等の方法で、顧客が理解した旨及び説明方法を確認することにより行われる必要がある。

(2) 契約締結前交付書面に係る留意事項

- ① 規則第104条第1項第7号に規定する締結前の説明書類の「損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある場合には、その理由」には、ロスカット取引（損失が一定以上になった際に、自動的に反対取引により決済する条件の取引をいう。以下同じ。）が設けられている場合であっても、相場の急激な変動により取引証拠金等の額を上回る損失が生じることとなるおそれがある取引は、その旨を含む。
- ② 規則第104条第1項第14号に規定する「当該商品取引契約に基づく取引に基づいて発生する債務の履行の方法及び当該商品取引契約に基づく取引を決済する方法」には、ロスカット取引に関する事項を含むものとする。
- ③ 規則第104条第1項第22号に規定する「顧客が当該商品先物取引業者に連絡する方法」は、顧客からの相談及び苦情に対する具体的な取扱方法について記載することとする。

(3) 必要情報の通知に係る留意事項

商品先物取引業者は、規則第109条、第110条の2及び第110条の3の規定に基づく委託者への通知又は書面の交付を確実にを行っている必要があり、次に掲げる場合には委託者に適切に通知する体制が不十分であると考えられる。

- ① 規則第109条に規定する取引成立の際に通知する内容の通知を怠った場合や通知すべき事項の欠如があった場合
- ② 規則第110条の2に規定する取引証拠金等の受領に係る書面の交付の遅延又は不交付があった場合
- ③ 規則第110条の3に規定する委託者からの求めに応じた回答がされていない場合

(4) 取引をする意思を示した顧客に対する説明

- ① 商品取引契約を締結するまでに、顧客に対して法第217条に規定する契約締結前交付書面により、顧客の属性に照らして、また、取引の仕組み及びリスクのあること等を顧客の理解が得られるまで丁寧に説明しているか。
- ② 相場が急激に変動した場合の対応
相場が急激に変動した場合の対応について、顧客から説明を求められた場合には、適切な説明を行っているか。
- ③ 自己勘定取引に係る社内管理体制
自己勘定による取引を行っているか否か、行っている場合のリスク管理体制等について、顧客から説明を求められた場合には、適切な説明を行っているか。
- ④ ロスカット取引
ロスカット取引に関する取決めがある場合には、ロスカット取引が設けられていること及びその内容について、適切な説明を行っているか。また、ロスカット取引が予定どおり行わ

れなかった場合の損失のおそれ等について、適切な説明を行っているか。

(5) 個人顧客との間の取引行為に係る考慮事項（法第217条、第218条）

① 説明に至るまでの留意事項

商品先物取引業者は、商品取引契約の勧誘を受ける意思を表明した顧客に対しては、まず、法第217条第1項に定める「書面」を交付した上で、対面若しくは電話による口頭で、又はインターネット等を介した方法で、法第218条第1項に定める「説明」を行っているか。

例えば、商品先物取引業者が新規の顧客に対して電話による勧誘を行い、書面交付手続を経ずに継続して電話で商品取引契約の説明を行った場合には、法第218条第1項に定める「説明」とはならない。

② 契約締結前の書面交付（法第217条）

この書面交付は、書面を顧客に直接手交する方法又は郵便等の方法によって行うほか、法第217条第2項の規定により、例えば、顧客の承諾を得てインターネットを介して顧客に記載事項を提供する等の電磁的方法で代替することができる。また、商品先物取引業者が、その委託を行った商品先物取引仲介業者を通じて、顧客に対し書面を交付する方法も妨げられないが、当該顧客に対する書面交付義務は、あくまでも当該商品先物取引業者の義務である点に留意する必要がある。

③ 契約締結前の説明（法第218条第1項から第3項まで）

イ 商品デリバティブ取引の仕組み・リスク等

(a) 商品デリバティブ取引の仕組み・リスク等の説明

商品先物取引業者は、法第218条第1項の説明に当たって、第217条第1項各号に規定する商品デリバティブ取引の仕組み・リスク等について説明しているか。

その際、あらかじめ交付した書面の記述や図画の該当箇所を示しながら説明するなどして、顧客が次の事項を容易に理解できるよう留意しつつ説明しているか。

(ア) 法第217条第1項第1号に規定する事項

いわゆるレバレッジ取引では、現物の取引とは異なり、取引の担保として預託しなければならない取引証拠金等の数倍から数十倍の額の取引を行うものであるため、相場の変動幅が小さくとも取引額全体では、相応の変動（利益又は損失）が生ずるハイリスク・ハイリターン取引であること、及びそのレバレッジの比率等を説明しているか。

この説明の際に、商品先物取引業者は「顧客が預託する取引証拠金等の〇〇倍程度の額の取引を行うことになるので、相場が〇〇円変動したら、これだけ利益・損失が出る。」というように具体例を用いて説明しているか。

(イ) 法第217条第1項第2号に規定する事項

いわゆるレバレッジ取引では、預託した取引証拠金等が相場の変動によって短期間に減損するおそれがあり、かつ、預託した取引証拠金等の全額を上回る損失が発生するおそれがあることについて、その仕組みも含めて説明しているか。

(ウ) 規則第104条第1項第10号及び第11号に規定する事項

取引証拠金等の種類等を説明する際には、その発生する仕組みや顧客が預託する時期（商品取引契約締結後に取引を行う際）も含めて説明しているか。

(エ) 規則第104条第1項第12号及び第13号に規定する事項

手数料等に関する事項について説明する際には、取引の損益に加えて手数料等がかかることを説明するとともに、手数料等は取引のどのような場面で必要になるのか（例えば売り・買いの双方）、さらには、対面取引、インターネット取引や取引数量の大小等に応じて異なる手数料体系を採用している場合には、その概要についても説明しているか。

(b) 顧客の理解確認

商品先物取引業者は、上記の事項を説明した後、これらの事項について、顧客が理解をしていることを書面又は電磁的方法にて確認しているか。商品先物取引業者は、顧客の理解が十分でない場合、再度説明しているか。

電話での説明は困難を伴うと考えられるため直接会って説明を行うことが望ましいが、顧客から電話で説明して欲しいと要望があった場合には、商品先物取引業者は、通話中にそれぞれの事項についての顧客の理解を口頭で確認するとともに、顧客に確認書面の送付を求め、それにより後日改めて確認しているか。

ロ 顧客に理解されるために必要な方法及び程度

商品先物取引業者は、商品デリバティブ取引の経験がない者と商品取引契約を締結しようとする場合には、商品市場における相場その他の商品の価格又は商品指数に係る変動の例を記載した図画又は表（取引額、取引単位、取引単位当たりの価額、取引証拠金等の額等を盛り込む）を活用し、上記イ(a)(7)から(エ)までについて説明しているか。

また、商品デリバティブ取引の経験がある者と商品取引契約を締結しようとする場合でも、当該顧客が、法第217条第1項各号に掲げる事項について理解・確認した際に、上記イ(a)(7)から(エ)について理解していない場合には、同様に説明しているか。

ハ その他

(a) 顧客が「説明は不要」との意思表示をした場合

特定委託者及び特定当業者に該当しない顧客が「説明は不要」との意思表示をした場合でも、商品先物取引業者は、当該顧客への説明を行わずに契約を締結してはならない。

(b) インターネットを介して説明を行う場合

インターネットを介して説明を行う場合において、商品先物取引業者による「説明」とは、顧客がその操作する電子計算機の画面上で表示される説明事項を読み、その内容を理解した上で画面上のボタンをクリックする等の方法で理解した旨及び説明方法を確認することにより行われる必要がある。

(6) 差玉向かいに係る説明義務（法第214条第10号、規則第103条第1項第21号）

「故意に、商品市場における取引等の受託に係る取引と当該商品先物取引業者の自己の計算による取引を対当させる取引」とは、それぞれ委託玉（商品先物取引業者が顧客の委託に基づいてする取引）と自己玉（商品先物取引業者が自己の計算をもってする取引）とを通算した売りの取組高と買いの取組高とが均衡するように自己玉を建てること（以下「特定取引」という。）を意味する。なお、特定取引は、人的に又は機械的に行われているかによって区別されるものではなく、また、取組高の均衡とは、売買同数に限らない場合もあると考えられる。

特定取引を行う商品先物取引業者は、顧客から個々の取引の委託を受けようとする際、顧客に対し、規則第103条第1項第21号イ及びロに掲げる旨を、顧客が理解できるよう十分に説明する必要がある。規則第103条第1項第21号イ及びロに掲げる旨を顧客が理解できるよう

十分に説明するには、例えば、特定取引を用いている場合に取引が決済されると、委託者全体の総損金が総益金より多いときには、当該商品先物取引業者に利益が生ずるため、当該商品先物取引業者と顧客との間で利益相反関係が生ずるおそれがあることなどを説明することが必要であると考えられる。

なお、顧客が商品先物取引業者の行う特定取引について説明を受けた上で、取引を委託した場合であっても、上記説明による顧客の理解を十分なものとするべく、どの程度の頻度で、自らの委託玉が商品先物取引業者の自己玉と対当する結果となっているのかを確認することができるよう、自己玉を建てる都度、その自己玉に対当する委託玉を建てた顧客に対し、その委託玉が商品先物取引業者の自己玉と対当する結果となったことを通知することが必要である場合が多いと考えられる。

また、委託玉の受託・執行を行う部門と自己玉の執行を行う部門との間で、委託玉の取引情報が漏えいしない措置が的確に講じられている場合には、委託玉と自己玉とを通算した売りの取組高と買いの取組高とが均衡したとしても、故意によるものではないと考えられる点に留意が必要である。

Ⅱ－４－３－３ 顧客に関する情報管理体制

顧客に関する情報は、商品デリバティブ取引の基礎をなすものであり、その適切な管理が確保されることが極めて重要である。そのうち特に、個人である顧客に関する情報については、個人情報保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）やその関係法令、同法に基づくガイドライン（以下「保護法ガイドライン」という。）並びに規則第１２４条第１項第３号及び第４号の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。

このように、商品先物取引業者は、顧客に関する情報及び法人である顧客に関する情報（以下「顧客に関する情報」という。）を適切に管理し得る体制を確立することが重要であり、例えば以下の点に留意して検証することとする。

（１）顧客に関する情報管理体制に係る留意事項

- ① 経営陣は、顧客に関する情報管理の適切性を確保する必要性及び重要性を認識し、適切性を確保するための組織体制の確立（部門間における適切な牽制の確保を含む。）、社内規程の策定等、内部管理体制の整備を図っているか。
- ② 顧客に関する情報の取扱いについて、具体的な取扱基準を定めた上で、研修等により役職員に周知徹底を図っているか。特に、当該情報の他者への伝達については、上記の法令及び保護法ガイドラインに従い手続が行われるよう十分な検討を行った上で取扱基準を定めているか。
- ③ 顧客に関する情報へのアクセス管理の徹底（アクセス権限を付与された本人以外が使用することの防止等）、内部関係者による顧客に関する情報の持ち出しの防止に係る対策、外部からの不正アクセスの防御等情報管理システムの堅牢化などの対策を含め、顧客に関する情報の管理状況を適時・適切に検証できる体制となっているか。

また、特定職員に集中する権限等の分散や、幅広い権限等を有する職員への管理・牽制の強化を図る等、顧客に関する情報を利用した不正行為を防止するための適切な措置を図っているか。

- ④ 顧客に関する情報の取扱いを委託（注）する場合は、以下の措置を講じているか。

（注）「委託」とは、契約の形態や種類を問わず、商品先物取引業者が他の者に顧客に関

- する情報の取扱いの全部又は一部を行わせることを内容とする契約の一切を含む。
- イ．外部委託先の管理について、責任部署を明確化し、外部委託先における業務の実施状況を定期的又は必要に応じてモニタリングする等、外部委託先において顧客に関する情報管理が適切に行われていることを確認しているか。
- ロ．外部委託先において漏えい事故等が発生した場合に、適切な対応がなされ、速やかに委託元に報告される体制になっていることを確認しているか。
- ハ．外部委託先による顧客に関する情報へのアクセス権限について、委託業務の内容に応じて必要な範囲内に制限しているか。

その上で、外部委託先においてアクセス権限が付与される従業員及びその権限の範囲が特定されていることを確認しているか。

更に、アクセス権限を付与された本人以外が当該権限を使用すること等を防止するため、外部委託先において定期的又は随時に、利用状況の確認（権限が付与された本人と実際の利用者との突合を含む。）が行われている等、アクセス管理の徹底が図られていることを確認しているか。

- ニ．二段階以上の委託が行われた場合には、外部委託先が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかについて確認しているか。また、必要に応じ、再委託先等の事業者に対して自社による直接の監督を行っているか。

- ⑤ 顧客に関する情報の漏えい等が発生した場合に、適切に責任部署へ報告され、二次被害等の発生防止の観点から、対象となった顧客への説明、主務省への報告及び公表が迅速かつ適切に行われる体制が整備されているか。

また、情報漏えい等が発生した原因を分析し、再発防止に向けた対策が講じられているか。更には、他社における漏えい事故等を踏まえ、類似事例の再発防止のために必要な措置の検討を行っているか。

- ⑥ 独立した内部監査部門等において、定期的又は随時に、顧客に関する情報管理に係る幅広い業務を対象にした監査を行っているか。また、顧客に関する情報管理に係る監査に従事する職員の専門性を高めるため、研修の実施等の方策を適切に講じているか。

（２）個人情報管理に係る留意事項

- ① 個人である顧客に関する情報については、規則第１２４条第１項第３号の規定に基づきその安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じているか。
- ② 個人である顧客に関する要配慮個人情報（個人情報保護法第２条第３項の「要配慮個人情報」をいう。）を、規則第１２４条第１項第４号の規定に基づき利用しないことを確保するための措置を講じているか。
- ③ 個人情報保護法第１６条第２項に規定する個人情報取扱業者である商品先物取引業者等については、個人情報保護法第２０条に規定する「偽りその他不正な手段」により個人情報を取得することのないよう、情報の入手先の確認等の必要な措置を講じているか。

Ⅱ－４－３－４ 外務員管理体制

商品先物取引業者は、顧客属性等に則した適正な勧誘の履行を確保する観点から、外務員の勧誘実態等の把握及び法令遵守の徹底が重要であるが、その徹底に当たっては、以下の点に特

に留意するものとする。

(1) 外務員の勧誘実態等の把握及びその適正化

- ① 勧誘実態の把握について、例えば、各営業部門における管理責任者等は、必要に応じて顧客と直接面談等を行うことにより、その実態の把握に努めるなど、適切な措置を講じているか。
- ② 顧客に対する勧誘に際して、商品デリバティブ取引の勧誘であることを法第214条第7号に基づく告知及び勧誘を受ける意思の確認、法第217条第1項に規定する書面交付、法第218条の説明について過不足のない対応が行われているかなど、その実態の把握に努め、外務員に対する適切な措置を講じているか。
- ③ 顧客管理部門においては、上記①及び②の勧誘実態等の把握に係る具体的な方法を定め、当該方法を役職員に周知徹底するとともに、必要に応じて、その状況を把握・検証し、当該方法の見直し等、その実効性を確保する体制を構築しているか。

(2) 役職員の法令遵守意識の徹底

- ① 役職員の法令等遵守意識の徹底について、研修の目的及び対象者等を考慮した事例研修及び外部研修等を実施し、役職員の法令等遵守意識の向上を図っているか。
- ② 内部管理部門においては、各種研修の内容及び実施状況を把握・検証し、内容等を見直す等、その実効性を高める措置を講じているか。

Ⅱ－４－３－５ 顧客に対する誠実かつ公正の原則

顧客に対して、勧誘や受託等を行う際に、商品先物取引業者の役職員（特に登録外務員）が適切に誠実かつ公正な対応をするために日々努めているか。

Ⅱ－４－３－６ 広告等の留意

商品先物取引業者が行う広告等（法第213条の2及び規則第100条の3から第100条の7までに規定する広告等をいう。以下同じ。）の表示は、顧客への勧誘の導入部分に当たり、明瞭かつ正確な表示による情報提供が、適正な勧誘の履行を確保する観点から最も重要であるが、その徹底に当たっては、以下の点に特に留意するものとする。

なお、特定委託者及び特定当業者は適用されない点に留意が必要である。

(注) 広告等には、勧誘資料やインターネットのホームページ、郵便、信書便、ファックス、電子メール、ビラ、パンフレット等の規則第100条の3に規定する行為による多数の者に対する情報提供が含まれるが、実際に広告等に該当するか否かの判断は、顧客との電子メール等のやり取り、イメージCM、ロゴ等を記載した粗品の提供などの外形ではなく、実態をみて個別具体的に判断する必要がある。

(1) 顧客判断に影響を及ぼすこととなる重要事項に関する留意事項

- ① ロスカット取引が設けられている商品取引契約であっても、相場の急激な変動により取引証拠金等の額を上回る損失が生じることとなるおそれがある取引は、その旨が適切に表示されているか。
- ② セミナー等において、顧客がセミナー等の受講の継続を希望しない旨の意思表示を行ったにもかかわらず受講させていないか（事実上強制した場合も含む。）。この場合、法第2

14条第5号の規定に該当するおそれがあることに留意する必要がある。

- ③ 商品先物取引の勧誘であることを明示しないで、顧客を困惑させるような表示をしていないか。
- ④ 電子メールを送信する方法により広告等を行う場合には、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）の規定に従って適切に行われているか。特に、顧客から電子メールの送信を行わないように求める旨の通知を受けた場合の処理が適切に行われているか。
- ⑤ 顧客が支払うべき手数料、その他の対価又は費用が無料又は実際のものよりも著しく低額であるかのように誤解させるような表示をしていないか。
- ⑥ 損失又は取引証拠金等の額を上回る損失が生ずるおそれがある場合には、その旨を明確に表示しているか。

（2）明瞭かつ正確な表示

広告等において法第213条の2に規定する項目を表示する場合に、規則第100条の3から第100条の7までに規定する明瞭かつ正確な表示がなされているか否かの判断に当たっては、具体的に以下の点に留意することとする。

- ① 当該広告等に表示される他の事項に係る文字と比較して、使用する文字の大きさ、形状及び色彩において、不当に目立ちにくい表示を行っていないか。
特に、海外情勢や相場等の指標の変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれのある場合の当該指標、損失が生ずるおそれがある旨・その理由及び投資額超過損が生ずるおそれがある場合の、その直接の原因、投資額超過損が生ずるおそれがある旨・その理由は、広告上の文字又は数字の中で最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示しているか。
- ② 取引の長所に係る表示のみを強調し、短所に係る表示が目立ちにくい表示を行っていないか。
- ③ 当該広告等を画面上に表示して行う場合に、表示すべき事項の全てを判読するために必要な表示時間が確保されているか。

（3）誇大広告に関する留意事項

- ① 商品デリバティブ取引に係る価格、数値、対価の額の動向を断定的に表現したり、確実に利益を得られるように誤解させて、参加意欲を不当に刺激するような表示をしていないか。
- ② 利益の見込み若しくは損失の全部若しくは一部の負担を行う旨の表示又はこれを行っていると誤解させるような表示をしていないか。
- ③ 許可を受けていることにより、主務大臣が、商品先物取引業者を推薦し、又はその広告等の内容を保証しているかのように誤解させるような表示をしていないか。
- ④ 社会的に過剰宣伝であるとの批判を浴びるような表示をしていないか。

（4）広告等審査体制

法第213条の2の規定を遵守する観点から、広告等の審査を行う広告管理責任者が配置され、審査基準に基づいた適正な審査が実施されているか。

Ⅱ－4－3－7 苦情等への対処

(1) 相談・苦情・紛争対処の必要性

商品デリバティブ取引は、リスクを内在することが多く、その専門性・不可視性等とも相まってトラブルが生じる可能性が高いと考えられる。このため、商品デリバティブ取引の勧誘に関しては、トラブルを未然に防止し顧客保護を図る観点から情報提供等の事前の措置を十分に講じることに加え、相談・苦情・紛争（以下「苦情等」という。）への事後的な対処が重要となる。

近年、商品デリバティブ取引の多様化・複雑化、取引により確実に利益が生ずるとの誤解を与える説明、取引の説明不足等によるトラブルの可能性も高まっており、顧客保護を図り、顧客からの信頼性を確保する観点から、苦情等への事後的な対処がさらに重要になってきている。

このような観点を踏まえ、簡易・迅速に商品デリバティブ取引に関する苦情処理・紛争解決を行うための枠組みとして日商協におけるあっせん・調停制度が導入されており、商品先物取引業者においては、全ての新規顧客に対して当該制度の周知を徹底するとともに、当該制度も踏まえつつ、適切に苦情等に対処していく必要がある。

(2) 対象範囲

商品先物取引業者に対する申出としては、勧誘段階での相談や外務員の言動に係るもののほか、いわゆる取引における苦情・紛争などの顧客からの不平・不満の表明など、様々な態様のものがあり得る。商品先物取引業者は、これらの様々な態様の申出に対して適切に対処していくことが重要であり、かかる対処を可能とするための適切な内部管理体制を整備することが求められる。

もっとも、これら苦情・紛争の区別は相対的で相互に連続性を有するものである。特に、苦情処理手続と紛争解決手続の連携の確保が求められていることを踏まえ、商品先物取引業者においては、顧客からの申出を形式的に「苦情」、「紛争」に切り分けて個別事案に対処するのではなく、両者の相対性・連続性を勘案し、より適切な業務体制や事後的な対処体制の構築に活かすよう、適切に対処していくことが重要である。

Ⅱ－４－３－８ 苦情等対処に関する内部管理体制の確立

(1) 意義

苦情等への迅速・公平かつ適切な対処は、顧客等（顧客の親族及び顧客の代理人を含む。以下同じ。）に対する説明責任を事後的に補完する意味合いを持つ重要な活動の一つでもあり、商品デリバティブ取引への顧客等の信頼性を確保するため重要なものである。商品先物取引業者は、日商協における苦情の解決及びあっせん・調停制度において求められる措置・対応を含め、顧客等から申出があった苦情等に対し、自ら迅速・公平かつ適切に対処すべく内部管理体制を整備する必要がある。

(2) 主な着眼点

商品先物取引業者は、苦情等対処に関する内部管理体制を整備するに当たり、業務の規模・特性に応じて、適切かつ実効性ある体制を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。

① 経営陣の役割

取締役会は、苦情等対処機能に関する全社的な内部管理体制の確立について、適切に機能

を發揮しているか。

② 社内規則等

イ. 社内規則等において、苦情等に対し迅速・公平かつ適切な対応・処理を可能とするよう、苦情等に係る担当部署、その責任・権限及び苦情等の処理手続を定めるとともに、顧客等の意見等を業務運営に反映するよう、業務改善に関する手続を定めているか。

ロ. 苦情等対処に関し社内規則等に基づいて業務が運営されるよう、研修その他の方策（マニュアル等の配布を含む。）により、社内に周知・徹底をする等の体制を整備しているか。

特に、顧客等からの苦情等が多発している場合には、まず社内規則（苦情等対処に関するものに限らない。）等の営業店に対する周知・徹底状況を確認し、実施体制面の原因と問題点を検証することとしているか。

③ 苦情等対処の実施体制

イ. 苦情等への対処に関し、適切に担当者を配置しているか。

ロ. 顧客等からの苦情等について、関係部署が連携の上、速やかに処理を行う体制を整備しているか。特に、苦情等対処における主管部署及び担当者が、個々の職員が抱える顧客等からの苦情等の把握に努め、速やかに関係部署に報告を行う体制を整備しているか。

ハ. 苦情等の解決に向けた進捗管理を適切に行い、長期未済案件の発生を防止するとともに、未済案件の速やかな解消を行う体制を整備しているか。

ニ. 苦情等の発生状況に応じ、受付窓口における対応の充実を図るとともに、顧客等の利便に配慮したアクセス時間・アクセス手段（例えば、電話、郵便、ファックス、電子メール等）を設定する等、広く苦情等を受け付ける体制を整備しているか。また、これら受付窓口、申出の方式等について広く公開するとともに、顧客等の多様性に配慮しつつ分かりやすく周知する体制を整備しているか。

ホ. 苦情等対処に当たっては、個人情報について、個人情報保護法やその関係法令、保護法ガイドライン並びに規則第124条第1項第3号及び第4号の規定に基づく適切な取扱いを確保するための体制を整備しているか（Ⅱ－4－3－3（顧客に関する情報管理体制）参照）。

ヘ. 業務の外部委託先が行う委託業務に関する苦情等について、商品先物取引業者自身への直接の連絡体制を設けるなど、迅速かつ適切に対処するための体制を整備しているか（Ⅱ－3－1（2）及びⅡ－4－3－3（1）④参照）。

ト. 苦情等対処に当たって、損失補てん等の禁止（法第214条の3）規定との関係を踏まえ、適切な対応をとるための体制を整備しているか。

チ. 反社会的勢力による苦情等を装った圧力を通常の苦情等と区別し、断固たる対応をとるため、関係部署への速やかな連絡や（必要に応じて）警察等関係機関との連携等を適切に行える体制を整備しているか（Ⅱ－6（反社会的勢力による被害の防止）参照）。

④ 顧客等への対応

イ. 苦情等への対処について、単に処理手続の問題と捉えるにとどまらず、事後的な説明体制の問題として位置付け、苦情等の内容に応じ顧客等から事情を十分にヒアリングしつつ、可能な限り顧客等の理解と納得を得て解決することを目指しているか。

ロ. 苦情等を申し出た顧客等に対し、申出時から処理後まで、顧客等特性にも配慮しつつ、苦情等対処の手続の進行に応じた適切な説明（例えば、苦情等対処手続の説明、申出を受理した旨の通知、進捗状況の説明、結果の説明等）を必要に応じて行う体制を整備しているか。

ハ．申出のあった苦情等について、自ら対処するばかりでなく、苦情等の内容や顧客等の要望等に応じて適切な外部機関等を顧客等に紹介するとともに、その標準的な手続の概要等の情報を提供する体制を整備しているか。

ニ．外部機関等において、苦情等対処に関する手続が係属している間にあっても、当該手続の他方当事者である顧客等に対し、必要に応じ、適切な対応（一般的な資料の提供や説明など顧客等に対して通常に行う対応等）を行う体制を整備しているか。

⑤ 情報共有・業務改善等

イ．苦情等及びその対処結果等が類型化の上で内部管理部門や営業部門に報告されるとともに、重要案件は速やかに監査部門や経営陣に報告されるなど、事案に応じ必要な関係者間で情報共有が図られる体制を整備しているか。

ロ．苦情等について、自ら対処したものに加え、外部機関等が介在して対処したものを含め、適切かつ正確に記録・保存しているか。また、その分析結果を活用し、継続的に顧客等対応・事務処理についての体制の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策の策定等に活用する体制を整備しているか。

ハ．勧誘体制や事務処理の改善、再発防止策等の策定等に取り組んだ後に契約した商品デリバティブ取引に関する苦情等の状況を確認し、当該取組の効果を確認する体制を整備しているか。

ニ．苦情等対処の実効性を確保するため、監査等の内部牽制機能が十分発揮されるよう体制を整備しているか。

ホ．苦情等対処の結果を業務運営に反映させる際、業務改善・再発防止等必要な措置を講じることの判断並びに苦情等対処体制の在り方についての検討及び継続的な見直しについて、経営陣が指揮する体制を整備しているか。

ヘ．苦情等の減少に対する対策等を講じて、その成果の確認を随時行っているか。

⑥ 外部機関等との関係

イ．苦情等の迅速な解決を図るべく、外部機関等に対し適切に協力する体制を整備しているか。

ロ．外部機関等に対して、自ら紛争解決手続の申立てを行う際、自らの手続を十分に尽くさずに安易に申立てを行うのではなく、顧客等からの苦情等の申出に対し、十分な対応を行い、かつ申立ての必要性につき社内で適切な検討を経る体制を整備しているか。

Ⅱ－４－３－９ 顧客資産保全措置

商品先物取引業者のうち、委託者等からの資産の預託を受けている者にとっては、商品先物取引業者は法令に基づく適切な委託者等の資産の管理が行われているかが重要であり、この管理に対して検証していく必要がある。

（１）取締役会は、委託者等の資産の分離保管が委託者等の保護ひいては商品デリバティブ取引の健全な発展に資するものであることを理解した上で、委託者等の資産の分離保管の重要性を認識しているか。委託者等の資産の分離保管の状況について、定期的あるいは随時に報告を受けるなどして、委託者等の資産の分離保管が適切に行われるための体制の整備等に活用しているか。

（２）分離保管の状況について、例えば、定期的に、外部監査又は独立した部署による内部監査を

受けること等により、適切に管理しているか。

Ⅱ－４－４ 商品取引事故に対する監督上の対応

商品取引事故（規則第１１２条に規定する商品取引事故をいう。）に対する監督上の対応については、以下の点に特に留意して取り扱うこととする。

（１）商品取引事故の確認

商品先物取引業者において商品取引事故が発覚し、又は委託者等からの申出があった場合は、以下の点を確認するものとする。なお、商品先物取引業者からの法第２１４条の３第３項に基づく確認の申請又は規則第１０３条の３第３項に基づく主務省への事後報告若しくは日商協に対する事故の報告があった場合にも、同様の取扱いとする。

- ① 社内規則等に則り内部管理部門、内部監査部門へ迅速な報告及び取締役会等への報告を行っているか。
- ② 刑罰法令に抵触しているおそれのある事実については、警察等関係機関等へ通報しているか。
- ③ 事故の発生部署とは独立した部署（内部監査部門等）において事故の調査・解明を実施しているか。
- ④ 発覚した事案や委託者等からの申出に関しての対応状況はどこまで進んでいるか。

（２）業務の適切性の検証

商品取引事故と商品先物取引業者の業務の適切性の関係については、以下の着眼点に基づき検証を行うこととする。

- ① 当該事故への役員の関与はないか、組織的な関与はないか。
- ② 当該事故の内容が商品先物取引業者の経営等にどのような影響を与えるか、委託者等や商品デリバティブ取引全体にどのような影響を与えるか。
- ③ 内部牽制機能が適切に発揮されているか。
- ④ 再発防止のための改善策の策定や自浄機能が十分か、責任の所在が明確化されているか。
- ⑤ 当該事故の発覚後の対応が適切か。
- ⑥ 当該事故による損失の全部又は一部を補てんするために財産上の利益の提供を行う場合に、提供する財産上の利益及びその算定根拠の記録簿を整備しているか。また、その実行状況を、営業部門から独立した内部監査部門等においてチェックする体制が整備されているか。

（３）損失補てん等の禁止

損失補てん等（法第２１４条の３第１項各号に掲げる行為をいう。）が行われていないか（同条第３項ただし書による主務大臣の事前確認又は規則第１０３条の３第１項各号に掲げる場合を除く。）。法定の手続を経ずに委託者等に損失の補てんが行われていないか。

Ⅱ－４－５ 商品先物取引仲介業者の法令違反の防止措置

法第２４０条の３第１項第４号に定める商品先物取引業者（以下「所属商品先物取引業者」という。）が商品先物取引仲介業者に業務の委託を行う際には、顧客属性等に則した適正な勧誘の履行を確保する観点から、当該商品先物取引仲介業者に対し、顧客の属性等及び取引実態を的確

に把握し得る顧客管理体制の確立につき指導するとともに、当該商品先物取引仲介業者の勧誘実態を把握した上で法令遵守の徹底を求めることが重要であるが、その法令違反の防止体制については、以下の点に特に留意して検証することとする。

(1) 顧客属性等の的確な把握及び顧客情報の管理の徹底

- ① 所属商品先物取引業者は顧客の商品取引契約締結の目的、投資経験等の顧客属性等について、顧客の同意を得た上で顧客情報の共有及び適時の把握に必要な指導を行うとともに、契約締結の勧誘に当たって、当該顧客属性等に則した適正な勧誘に努めるよう商品先物取引仲介業者に対して求める具体的取扱方法を定め、当該方法を商品先物取引仲介業者に周知し、徹底しているか。
- ② 所属商品先物取引業者は顧客属性等の顧客情報の管理について、守秘義務等の観点から十分に検討を行った上で、商品先物取引仲介業者に対して求める具体的な取扱基準を定め、当該基準を商品先物取引仲介業者に周知し、徹底させているか。
- ③ 所属商品先物取引業者の顧客管理部門においては、商品先物取引仲介業者による顧客属性等の把握状況及び顧客情報の管理の状況を把握するように努め、必要に応じて、顧客属性等に照らして適切な勧誘が行われているか等についての検証を行うとともに、顧客情報の管理方法の見直しを求める等、その実効性を確保する体制構築に努めているか。

(2) 商品先物取引仲介業者の商品取引契約の締結の勧誘実態の把握及びその適正化

- ① 商品先物取引仲介業者による商品取引契約締結の勧誘実態の把握について、例えば、所属商品先物取引業者の顧客管理部門の責任者等は、必要に応じて顧客と直接面談等を行うことにより、その実態の把握に努めるなど、適切な措置を講じているか。
- ② 所属商品先物取引業者の顧客管理部門においては、商品先物取引仲介業者による商品取引契約締結の勧誘実態の把握に係る具体的な方法を定め、当該方法を商品先物取引仲介業者に周知し、徹底させるとともに、必要に応じて、その実施状況を把握・検証し、当該方法の見直し等、その実効性を確保する体制を構築させるよう努めているか。
- ③ 所属商品先物取引業者の顧客管理部門においては、商品先物取引仲介業者による説明が適切に行われているか否かにつき状況を把握し、必要に応じて是正を求める等の措置を講じているか。

(3) 商品先物取引仲介業者の法令等遵守意識の徹底

- ① 所属商品先物取引業者は商品先物取引仲介業者の法令等遵守意識の徹底について、研修の目的及び対象者等を考慮した事例研修及び外部研修等を実施し、商品先物取引仲介業者の法令等遵守意識の向上に努めているか。
- ② 所属商品先物取引業者の顧客管理部門においては、商品先物取引仲介業者に対する各種研修の内容及び実施状況を把握・検証し、内容等を見直しする等、その実効性を高めるよう努めているか。
- ③ 商品先物取引仲介業者は所属商品先物取引業者との契約内容を遵守しているか。仮に、遵守していない場合における所属商品先物取引業者の対処は適切か。

Ⅱ－４－６ 行政処分を行う際の留意点

日常の監督事務や、商品取引事故に係る報告等を通じて把握された課題については、深度

あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第231条第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、商品先物取引業者等における自主的な改善状況を把握することとする。また、商品市場における秩序の維持又は委託者等の保護のため必要かつ適当であると認められるときには、法第232条第1項の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等のときには、同条第2項の規定に基づく業務停止命令等の発出を含め、必要な対応を検討するものとする。

Ⅱ－４－６－１ 検査結果等への対応

(1) 検査結果への対応

商品先物取引業者に対する法第231条第1項の立入検査(オンサイト)の結果については、監督業務に適切に反映させることとする。

- ① 検査報告書において指摘のあった法令に抵触する行為、その他商品先物取引業者の業務の運営又は財産の状況、公益又は委託者等の保護の観点から問題のある行為又は状況、及び前回検査で指摘を受けた重要な事項で改善が認められない場合のうち、必要かつ適当と認められる場合には、商品先物取引業者に対し、当該報告書で指摘された事項についての法令違反行為の責任の所在の明確化、責任者に対する措置、原因、原因ごとの改善措置、その他を取りまとめた報告書を原則1カ月以内に提出することを、法第231条第1項の規定に基づき求めるものとする。
- ② 報告書が提出される段階においては、商品先物取引業者から十分なヒアリングを行うこととする。
- ③ 報告書に記載された改善措置の実施状況、指摘事項の改善状況について、一定の期間を要すると認められる場合には、定期的なヒアリングを実施する等フォローアップに努めるものとする。

(2) オフサイト・モニタリング等に基づく報告徴収

- ① オフサイト・モニタリング等を通じて、商品先物取引業者のリスク管理体制、法令等遵守体制、経営管理体制、苦情等の委託者等の保護体制等に問題があると認められる場合においては、法第231条第1項の規定に基づき、当該事項についての事実認識、発生原因分析、改善・対応策その他必要と認められる事項について、報告を求めることとする。また、特に必要がある場合は、被害を生じたとの情報を提供した顧客に対し、あらかじめ事情を説明し協力を依頼した上で、法第231条第2項の規定に基づき、参考となる報告又は資料の提出を求めることができる。
- ② 報告を検証した結果、さらに精査する必要があると認められる場合においては、法第231条第1項の規定に基づき、追加報告を求めることとする。
- ③ 上記報告を検証した結果、公益又は委託者等の保護の観点から重大な問題が発生しておらず、かつ、商品先物取引業者の自主的な改善への取組を求めることが可能な場合においては、任意のヒアリング等を通じて、報告された改善・対応策のフォローアップを行うこととする。
- ④ 必要があれば、法第231条第1項の規定に基づき、定期的な報告を求め、フォローアップを行うこととする。

(3) 商品先物取引業者等による自主的な報告への対応

商品先物取引業者等が、自ら法令違反等を発見し、これを自主的に主務省に報告した場合であって、当該報告の内容から、法令違反等の是正措置及び再発防止策が適切に講じられると判断される場合には、主務省は、引き続き任意のヒアリング及び書面による報告等により、是正措置等に関するフォローアップを行うことができることとする。

Ⅱ－４－６－２ 行政処分

前記（１）及び（２）の報告内容について、本指針に掲げた項目等に照らして総合的に検証した結果、公益又は委託者等の保護の観点から重大な問題のある事実関係が認められる場合は、以下（１）から（３）までに掲げる要素を勘案するとともに、それ以外に考慮すべき要因がないかどうかを吟味した上で、

- ・ 改善に向けた取組を商品先物取引業者の自主性に委ねることが適当かどうか、
- ・ 改善に相当の取組を要し、一定期間業務改善に専念・集中させる必要があるか、
- ・ 業務を継続させることが適当かどうか、

等の点について検討を行い、法第２３２条、第２３５条又は第２３６条の規定に基づく行政処分（業務改善命令、業務停止命令、許可・登録の取消し）の内容を決定することとする。

（１）当該行為の重大性・悪質性

① 委託者等被害の程度

広範囲にわたって多数の委託者等が被害を受けたかどうか。個々の委託者等が受けた被害がどの程度深刻か。

② 行為自体の悪質性

例えば、委託者等から多数の苦情を受けているにもかかわらず、引き続き同様の勧誘等を行うなどの商品先物取引業者の行為が悪質であったか。

③ 当該行為が行われた期間や反復性

当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の違反行為が行われたことがあるか。

④ 故意性の有無

当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失によるものか。

⑤ 組織性の有無

当該行為が現場の個人の判断で行われたものか、あるいは管理者もかかわっていたのか。更に経営陣の関与があったのか。

⑥ 隠蔽の有無

問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。

⑦ 反社会的勢力との関与の有無

反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。

（２）当該行為の背景となった経営管理体制及び業務運営体制の適切性

① 代表取締役や取締役会の法令等遵守に関する認識や取組は十分か。

② 内部監査部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

③ コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

④ 外務員の法令等遵守に関する認識は十分か、また、社内教育が十分になされているか。

(3) 軽減事由

上記(1)及び(2)の他に、行政による対応に先行して、商品先物取引業者自身が自主的に委託者等の保護のために所要の対応に取り組んでいる、といった軽減事由があるか。

II-4-6-3 行政手続法等との関係等

(1) 行政手続法との関係

業務改善命令・業務停止命令を発出する等の不利益処分をしようとする場合には、行政手続法第13条の規定に基づき弁明の機会の付与を行わなければならないこと、許可・登録の取消し、役員の解任の命令の不利益処分をしようとする場合には、法第237条の規定に基づき聴聞を行わなければならないことに留意する。

また、いずれの場合においても、行政手続法第14条の規定に基づき、処分の理由を示さなければならないことに留意する。

(2) 行政不服審査法との関係

報告徴収命令、業務改善命令若しくは業務停止命令を発出する又は許可・登録を取り消す処分をしようとする場合には、行政不服審査法第4条及び第18条の規定に基づき審査請求をすることができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。

(3) 行政事件訴訟法との関係

報告徴収命令、業務改善命令若しくは業務停止命令を発出する又は許可・登録を取り消す処分をしようとする場合には、行政事件訴訟法第8条及び第14条の規定に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。

II-4-6-4 不利益処分の公表に関する考え方

業務改善命令、業務停止命令、役員の解任命令、許可・登録の取消しを命じたときは、主務省ホームページに掲載する。

なお、業務改善命令の不利益処分については、他の商品先物取引業者における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象商品先物取引業者の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものを除き、処分の原因となった事実及び処分の内容等を公表することとする。

Ⅱ－５ 取引時確認等の措置

市場の仲介者等として重要な役割を果たしている商品先物取引業者が、例えばマネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下「マネロン・テロ資金供与」という。）等の組織的犯罪等に関与し、あるいは利用されるようなことはあってはならない。

商品先物取引業者が、組織的犯罪、マネロン・テロ資金供与に利用され、犯罪収益等の拡大に貢献すること等を防ぐには、全社的に高度で強固な法令等遵守体制を構築する必要がある。

特に、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」という。）に基づく取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置（犯収法第１１条に基づく取引時確認等の措置をいう。以下「取引時確認等の措置」という。）に関する内部管理体制を構築することは、組織犯罪によるマネロン・テロ資金供与を防止し、商品デリバティブ取引に対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。

（１） 主な着眼点

犯収法に基づく取引時確認等の措置及びリスクベース・アプローチを含む「商品先物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」という。）記載の措置の的確な実施体制については、以下のような点に留意して検証することとする。

（注１）取引時確認等の措置の的確な実施に当たっては、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について（商品先物取引業者）」（平成２５年３月 農林水産省・経済産業省）を参考にすること。

（注２）リスクベース・アプローチとは、自己のマネロン・テロ資金供与リスクを特定・評価し、これを実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を講ずることをいう。

- ① 犯収法に基づき、マネロン・テロ資金供与等に利用されるリスクについて調査・分析し、その結果を勘案した措置を的確に実施するための体制が整備されているか。
 - イ. 犯収法第３条第３項に基づき国家公安委員会が作成・公表する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、取引・商品特性や取引形態、取引に係る国・地域、顧客属性等の観点から、自らが行う取引がマネロン・テロ資金供与等に利用されるリスクについて適切に調査・分析した上で、その結果を記載した書面等（以下「特定事業者作成書面等」という。）を作成し、定期的に見直しを行っているか。
 - ロ. 特定事業者作成書面等の内容を勘案し、必要な情報を収集・分析するとともに、保存している確認記録及び取引記録等について継続的に精査しているか。
 - ハ. 犯収法第４条第２項前段に定める厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引若しくは犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（以下「犯収法施行規則」という。）第５条に定める顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引又はこれら以外の取引で犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案してマネロン・テロ資金供与等の危険性の程度が高いと認められる取引を行う際には、統括管理者（犯収法第１１条第３号に基づく統括管理者をいう。以下同じ。）が承認を行い、また、情報の収集・分析を行った結果を記載した書面等を作成し、確認記録又は取引記録等と併せて保存しているか。
- ② 犯収法に基づく取引時確認を的確に実施するための体制が整備されているか。
 - イ. 社内規則等において、取引時確認を行うための社内体制や手続が明確に定められているか。また、役職員に対して、その内容について周知徹底を行い、その理解が十分に図られているか。

特に、以下の点について明確化することが考えられる。

- a. 取引時確認を実施する担当部署、責任者とその役割
 - b. 担当部署が行った取引時確認の適切性の判断、その実施状況の把握・検証・分析等、社内における取引時確認事務を統括する部署、責任者（当該業務に関する社内的な最終判断を行う者を含む。）とその役割
 - c. 上記 a 及び b の部署における報告体制（その他関係部署の連携体制も含む。）
 - d. 顧客の取引時確認に関する記録及び顧客との取引に係る記録の適時・適切な作成・保存（個人番号及び基礎年金番号の適切な取扱いを含む。）
- ロ. 取引時確認を行うに当たって、顧客の属性を適切に把握するとともに、本人確認書類の提出等により、その信憑性・妥当性の確認が行われているか。顧客に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行っているか。また、顧客から取得した取引時確認情報については、顧客取引の継続的なモニタリング等を通じて、その属性の把握に常時努め、最新のものとすることが確保されているか。
- 例えば、顧客の属性を把握するために講じる措置としては、以下の方法が考えられる。
- a. 電話番号又は電子メールのアドレスが同一である顧客口座の名寄せを定期的又は随時に行い、それらのうち、住所や姓の異なる顧客口座を抽出する等の方法を行った上で、当該顧客の取引実態の把握や当該顧客への連絡等により、取引の相手方が本人であることを確認する。
 - b. 住所等の取引時確認情報の変更に関して、例えば、変更等が生じた場合は商品先物取引業者に連絡が必要であること等を当該顧客に対して定期的又は随時に周知する等の方法により適時把握する。
- ハ. 社内規則等において、顧客からの委託を受けることに関する方針が適切に定められているか。また、取引時確認手続の実施などを通じて把握された顧客の属性などに関して、顧客からの委託を受けることに関する方針が的確に適用されているか。
- 二. 法人顧客との取引における実質的支配者の確認や、外国 P E P s（注）該当性の確認を行っているか。
- （注）犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（以下「犯収法施行令」という。）第 12 条第 3 項各号及び犯収法施行規則第 15 条各号に掲げる外国の元首及び外国政府等において重要な地位を占める者等をいう。
- とりわけ、犯収法第 4 条第 2 項前段及び犯収法施行令第 12 条各項に基づく下記 a. ～ d. のような厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引を行う場合には、顧客の本人特定事項を、通常と同様の方法に加え、追加で本人確認書類又は補完書類の提示を受ける等、通常の取引よりも厳格な方法で確認するなど、適正に（再）取引時確認が行われているか。また、資産及び収入の状況の確認が義務づけられている場合について、適正に確認が行われているか。
- a. 取引の相手方が関連取引時確認に係る顧客又は代表者等になりすましている疑いがある場合における当該取引
 - b. 関連取引時確認が行われた際に当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客との取引
 - c. 犯収法施行令第 12 条第 2 項に定める、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住し又は所在する顧客との取引等
 - d. 外国 P E P s に該当する顧客等との取引
- ホ. 顧客の取引時確認に当たって、取引形態（例えば、インターネットによる非対面取引等）

を考慮した措置が講じられているか。

ヘ．役職員の採用に当たって、マネロン・テロ資金供与対策の適切な実施の観点も含めて選考が行われているか。

また、管理職レベルのマネロン・テロ資金供与対策のコンプライアンス担当者など、統括管理者として適切な者を選任・配置しているか。

ト．役職員に対して、取引時確認に関する研修・教育が定期的かつ継続的に実施されているか。また、研修等を受けた役職員の理解状況について、日常業務における実践も踏まえ、評価及びフォローアップが適宜行われているか。

チ．取引時確認の実施に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じ、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直しを行う等、その実効性が確保されているか。

③ 犯収法に基づく疑わしい取引の届出を的確に実施するための体制が整備されているか。

イ．社内規則等において、疑わしい取引の届出を行うための社内体制や手続が明確に定められているか。また、役職員に対して、その内容について周知徹底を行い、その理解が十分に図られているか。

特に、以下の点について明確化することが考えられる。

a. 疑わしい取引を把握する部署、責任者とその役割

b. 上記 a において把握された疑わしい取引の適切性の判断、その実施状況の把握・検証・分析等、社内における疑わしい取引の把握を統括する部署、責任者（当該届出に関する社内的な最終判断を行う者を含む。）とその役割

c. 上記 a、b の部署における報告体制（その他関係部署の連携体制も含む。）

ロ．疑わしい取引の届出に該当するか否かの判断を行うに当たって、商品先物取引業者が取得した取引時確認情報、顧客属性、取引態様、取引時の状況その他の商品先物取引業者が取得・保有している当該取引に係る具体的な情報及び犯罪収益移転危険度調査書を総合的に勘案し、犯収法第 8 条第 2 項並びに犯収法施行規則第 2 6 条及び第 2 7 条に基づく適切な検討の上、届出の必要性の判断が行われているか。また、その取引等に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行っているか。

（注 1）考慮すべき顧客属性及び取引態様としては、国籍（例：F A T F（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）が公表するマネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域）、外国 P E P s 該当性、顧客が行っている事業等、取引金額・回数等、国内外の取引の別が考えられる。

（注 2）商品先物取引業者において、疑わしい取引の端緒となる情報の蓄積や形式的な基準を設けることも有用な手段として考えられるが、定型的な社内基準を設ける場合は、当該基準のみに依拠し、届出が形骸化することを防止するため、各取引の態様等を総合的に判断するための措置を講じることには留意する必要がある。

ハ．商品先物取引業者の行っている業務内容・業容に応じて、システム、マニュアル等により、疑わしい顧客や取引等を検出・監視・分析しているか。

ニ．役職員の採用に当たって、マネロン・テロ資金供与対策の適切な実施の観点も含めて選考が行われているか。また、管理職レベルのマネロン・テロ資金供与対策のコンプライアンス担当者など、統括管理者として適切な者を選任・配置しているか。

ホ．役職員に対して、疑わしい取引の届出に関する研修・教育が定期的かつ継続的に実施されているか。当該研修等の機会を捉えて、疑わしい取引の届出に該当する可能性がある事例や商品先物取引業者が過去に届出を行った事例等について参考にし、研修資料等として

活用することも、役職員の理解の促進のために有用と考えられる。

また、研修等を受けた役職員の理解状況について、日常業務における実践も踏まえ、評価及びフォローアップが適宜行われているか。

ヘ．疑わしい取引の届出に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じて、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直し等を行う等、その実効性が確保されているか。

ト．疑わしい取引に該当すると判断された場合には、統括部署において、速やかに主務大臣又は警察当局に届出を行うこととされているか。

④ 取引時確認と疑わしい取引の届出が相互に関連性を有していることを十分に認識し、取引時確認の的確な実施により顧客の基礎的な情報を把握し、その上で当該情報及び顧客の取引実態等を総合的に勘案の上、判断し、疑わしい取引の届出が行われるよう、一体的、一元的な社内体制等が構築されているか。

⑤ 海外営業拠点（支店、現地法人等）のマネロン・テロ資金供与対策を的確に実施するための体制が整備されているか。

イ．海外営業拠点においても、適用される現地の法令等が認める限度において、国内におけるのと同水準で、マネロン・テロ資金供与対策を適切に行っているか。

（注）特に、F A T F 勧告を適用していない又は適用が不十分である国・地域に所在する海外営業拠点においても、国内におけるのと同水準の体制の整備が求められることに留意する必要がある。

ロ．現地のマネロン・テロ資金供与対策のために求められる義務の基準が、国内よりも高い基準である場合、海外営業拠点は現地のより高い基準に即した対応を行っているか。

ハ．適用される現地の法令等で禁止されているため、海外営業拠点が国内におけるのと同水準の適切なマネロン・テロ資金供与対策を講じることができない場合には、以下のような事項を速やかに主務省に情報提供しているか。

- ・当該国・地域
- ・マネロン・テロ資金供与対策を講じることができない具体的な理由
- ・マネロン・テロ資金供与に利用されることを防止するための代替措置を取っている場合には、その内容

（２）監督手法・対応

商品先物取引業者の取引時確認等の措置の履行又はマネロン・テロ資金供与対策ガイドライン記載の措置に関する内部管理体制上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第 231 条第 1 項の規定に基づく報告を求めることを通じて、商品先物取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、商品市場における秩序の維持又は委託者等の保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第 232 条第 1 項の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる場合には、法第 236 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

Ⅱ－６ 反社会的勢力による被害の防止

(1) 意義

反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題であり、反社会的勢力との関係を遮断するための取組を推進していくことは、企業にとって社会的責任を果たす観点から必要かつ重要なことである。特に、公共性を有し、経済的に重要な機能を営む商品先物取引業者においては、商品先物取引業者自身や役職員のみならず、顧客の様々な利害関係者が被害を受けることを防止するため、反社会的勢力を商品デリバティブ取引から排除していくことが求められる。

もとより商品先物取引業者として公共の信頼や社会的信用を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するためには、反社会的勢力に対して屈することなく法令等に則して対応することが不可欠であり、商品先物取引業者においては、下記の政府指針の趣旨を踏まえ、平素より、反社会的勢力との関係遮断に向けた体制整備に取り組む必要がある。

特に、近時反社会的勢力の資金獲得活動が巧妙化しており、関係企業を使い通常の経済取引を装って巧みに取引関係を構築し、後々トラブルとなる事例も見られる。また、暴力団等の反社会的勢力が商品デリバティブ取引に参画し、資金獲得を図っている状況も窺われる。こうしたケースに適切に対処するには経営陣の断固たる対応、具体的な対応が必要である。

なお、役職員の安全が脅かされる等不測の事態が危惧されることを口実に問題解決に向けた具体的な取組を遅らせることは、かえって商品先物取引業者や役職員自身等への最終的な被害を大きくし得ることに留意する必要がある。

(参考) 政府指針

(a) 反社会的勢力による被害を防止するための基本原則

- 組織としての対応
- 外部専門機関との連携
- 取引を含めた一切の関係遮断
- 有事における民事と刑事の法的対応
- 裏取引や資金提供の禁止

(b) 反社会的勢力のとらえ方

暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である「反社会的勢力」をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である（平成26年8月18日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」参照）。

(2) 主な着眼点

反社会的勢力とは一切の関係をもたず、反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で可能な限り速やかに関係を解消するための取組を行うため、当該関係解消のための体制整備及び反社会的勢力による不当要求に適切に対応するための体制整備の検証については、個々の取引状況等を考慮しつつ、例えば以下のような点に留意することとする。

① 組織としての対応

反社会的勢力との関係の遮断に組織的に対応する必要性・重要性を踏まえ、担当者や担当部署だけに任せることなく取締役等の経営陣が適切に関与し、組織として対応することとしているか。また、商品先物取引業者単体のみならず、グループ一体となって、反社会的勢力の排除に取り組むこととしているか。

② 反社会的勢力対応部署による一元的な管理体制の構築

反社会的勢力との関係を遮断するための対応を総括する部署（以下「反社会的勢力対応部署」という。）を整備し、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理体制が構築され、機能しているか。

特に、一元的な管理体制の構築に当たっては、以下の点に十分留意しているか。

イ．反社会的勢力対応部署において反社会的勢力に関する情報が一元的に管理・蓄積され、当該情報を集約したデータベースを構築する等の方法により、関係会社の審査や当該商品先物取引業者における顧客属性判断等を行う際に活用する体制となっているか。

ロ．反社会的勢力対応部署において対応マニュアルの整備や継続的な研修活動、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関との平素からの緊密な連携体制の構築を行うなど、反社会的勢力との関係を遮断するための取組の実効性を確保する体制となっているか。特に、平素より警察とのパイプを強化し、組織的な連絡体制と問題発生時の協力体制を構築することにより、詐欺・脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報する体制となっているか。

ハ．反社会的勢力との取引が判明した場合及び反社会的勢力による不当要求がなされた場合等において、当該情報を反社会的勢力対応部署へ迅速かつ適切に報告・相談する体制となっているか。

また、反社会的勢力対応部署は、当該情報を迅速かつ適切に経営陣に対し報告する体制となっているか。さらに、反社会的勢力対応部署において実際に反社会的勢力に対応する担当者の安全を確保し担当部署を支援する体制となっているか。

③ 適切な事前審査の実施

反社会的勢力との取引を未然に防止するため、反社会的勢力に関する暴力追放運動推進センター等の情報を活用した適切な事前審査を実施するとともに、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入を徹底するなど、反社会的勢力が取引先となることを防止しているか。

④ 適切な事後検証の実施

反社会的勢力との関係遮断を徹底する観点から、既存の契約の適切な事後検証を行うための体制が整備されているか。

⑤ 反社会的勢力との取引解消に向けた取組

イ．反社会的勢力との取引が判明した旨の情報が反社会的勢力対応部署を経由して迅速かつ適切に取締役等の経営陣に報告され、経営陣の適切な指示・関与のもと対応を行うこととしているか。

ロ．平素から警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密に連携しつつ、反社会的勢力との取引の解消を推進しているか。

ハ．事後検証の実施等により、取引開始後に取引の相手方が反社会的勢力であると判明した場合には、関係の遮断を図るなど、反社会的勢力への利益供与にならないよう配慮しているか。

ニ. いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には、資金提供や不適切・異例な取引を行わない体制を整備しているか。

⑥ 反社会的勢力による不当要求への対処

イ. 反社会的勢力により不当な要求がなされた旨の情報が反社会的勢力対応部署を経由して迅速かつ適切に取締役等の経営陣に報告され、経営陣の適切な指示・関与の下、対応を行うこと。

ロ. 反社会的勢力からの不当要求があった場合には積極的に警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関に相談するとともに、暴力追放運動推進センター等が示している不当要求対応要領等を踏まえた対応を行うこととしているか。特に、詐欺・脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報を行うこととしているか。

ハ. 反社会的勢力からの不当要求に対しては、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、積極的に被害届を提出するなど、刑事事件化も躊躇しない対応を行うこととしているか。

ニ. 反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上又は従業員の不祥事を理由とする場合には、反社会的勢力対応部署の要請を受けて、不祥事案を担当する部署が速やかに事実関係を調査することとしているか。

⑦ 株主情報の管理

定期的に自社株の取引状況や株主の属性情報等を確認するなど、株主情報の管理を適切に行っているか。

⑧ 役職員についても、反社会的勢力への所属はもとより、反社会的勢力又はその傘下にある構成員からの不当な関与や、反社会的勢力からの支配・反社会的勢力の雇用や業務委託等による使用が確認された場合は速やかに反社会的勢力対応部署等の管理責任部署に報告するとともに、仮にそのような者が現れた場合には直ちに人事担当と担当取締役等に連絡し、必要な処分を検討するものとする。

Ⅱ－７ 各種届出

法に定める各種届出の受理又は処理に関しては、以下に掲げる点に留意して取り扱うこととする。

(1) 変更等の届出に係る留意事項

商品先物取引業者から法第195条第1項各号（第4号を除く。）、第196条第1項及び第2項の規定に基づく届出書を受理する場合には、届出内容の形式的審査を行った後に受理するものとし、その際、委託者等の保護に欠けるような改訂等が行われていないか、商品先物取引業に影響を与えることとならないか等を併せて確認を行うものとする。

(2) 廃業等の届出に係る留意事項

- ① 商品先物取引業者から法第195条第1項第4号及び第197条第1項の規定に基づく届出書を受理した場合には、必要に応じてヒアリングを行うなどによって、次の点について確認するものとする。

イ．届出を行った商品先物取引業者につき、法第236条第1項の規定による許可取消しの事由が存しないこと。

ロ．商品先物取引業者から委託者等に対する債務の弁済が完全に行われる確実な見込みがあること。

- ② 商品先物取引業者から規則第82条第1項第8号の規定に基づく届出書の提出があった場合で、商品先物取引仲介業者に委託を行わなくなった理由が当該商品先物取引仲介業者の商品先物仲介業務を廃止するためであるときは、当該商品先物取引仲介業者につき、法第240条の23第1項の規定による登録取消しの事由が存しないことを当該商品先物取引業者が確認しているかを届出書の提出時に確認することとする。

Ⅱ－８ 業務に関する帳簿書類関係

業務に関する帳簿（以下「帳簿」という。）は、商品先物取引業者の業務又は財産の状況を正確に反映させ、業務の適切性や財務の健全性を検証することなどによって、委託者等の保護に資するため法令にその作成及び保存義務が規定されているものである。帳簿の検証に当たっては、これらの趣旨を踏まえ、以下の点に留意して行うものとする。

（１）基本的留意事項

- ① 帳簿について、一の帳簿が合理的な範囲において、他の帳簿を兼ねること、又はその一部を別帳とすること若しくは規則別表に規定する名称と異なる名称を用いることがそれぞれ可能なものとする。ただし、それぞれの帳簿の種類に応じた記載事項が全て記載されている場合に限る。
- ② 帳簿の記載事項のうち、該当する事項に直接合致しないもの及びこれに準ずると考えられる事項がある場合については、当該事項に準ずるものを記載し、該当する事項がないものについては記載を要しない。
- ③ 注文伝票又は媒介若しくは代理に係る取引記録の作成に当たり、取引を行う際に取引契約書を取り交わす場合には、それぞれの帳簿の記載事項が全て記載されている取引契約書をもってそれぞれの帳簿とすることができる。当該取引契約書は別つづりとする。
- ④ 帳簿の記載事項については、当該商品先物取引業者において統一した取扱いをしているコード又は略号その他の記号により記載することができる。
- ⑤ 帳簿の記載事項の一部について、当該記載事項が記載された取引契約書と契約番号等により関連付けがされており、併せて管理・保存されている場合には、これらを一体として当該帳簿書類とすることができる。

（２）帳簿書類のマイクロフィルム等による作成・保存

- ① 帳簿の作成後３年を経過し、かつ、この間に主務省による検査により帳簿の検査が行われている場合には、一般に妥当と認められている作成基準により作成したマイクロフィルム等（電磁的記録を含む。以下同じ。）をもって保存することができるものとする。
- ② 次に掲げる場合には、帳簿を当初からマイクロフィルム等により作成・保存できるものとする。
 - イ．主務省の検査等に際し、各営業所において合理的期間内に書面による帳簿の作成が可能である場合
 - ロ．マイクロフィルム等の作成・保存に関する責任者を置き、管理の手続が整備されている場合

（３）帳簿書類の本店における集中保管

- ① 帳簿書類の保管場所については、作成後３年を経過し、かつ、この間に主務省の立入検査が行われている場合には、本店（事務センター等を含む。以下②において同じ。）において集中保管することができるものとする。
- ② 帳簿書類の保管場所については、次に掲げる要件が満たされていることを条件として本店及び商品先物取引業者が帳簿書類の作成を委託している会社において作成時から集中保管することができるものとする。
 - イ．顧客の照会に対し、速やかに回答できる体制となっていること。

- ロ．帳簿書類の閲覧が本支店において合理的期間内に可能な体制となっていること。
- ハ．内部監査に支障がないこと。

(4) 注文伝票のコンピュータへの直接入力による作成

注文伝票をコンピュータへ直接入力することによって作成する場合には、以下の点に留意するものとする。

- ① 受注（自己の取引の発注の場合は、自己）と同時に、注文内容をコンピュータへ入力すること。
- ② 委託者等の照会に対し、速やかに回答できるようになっていること。
- ③ 入力データのバックアップを作成・保存すること。
- ④ 入力時刻が自動的に記録されるシステムとなっていること。
- ⑤ 入力データの取消し・修正を行った場合その取消し・修正記録がそのまま残されるシステムとなっていること。
- ⑥ 注文内容を電話により執行店に連絡するケース、コンピュータシステム稼働終了後に翌日の注文を受注するケース、災害等によりコンピュータが使用不能となるケース等受注と同時にコンピュータに直接入力して作成することが不可能な場合は、受注時に手書きで注文伝票を作成すること。ただし、受注時に作成した手書きの注文伝票とその注文内容を後で入力して作成した約定結果等が記載されたコンピュータ作成の注文伝票を併せて保存する場合は手書きの注文伝票に追記を行う必要はない。
- ⑦ 内部監査に対応できるシステムとなっていること。

(5) 帳簿の電子媒体による保存

帳簿を電子媒体により保存する場合には、以下の点に留意するものとする。

- ① 手書きにより作成された帳簿については、画像データとして保存すること。
- ② 保存に使用する電子媒体は規則第113条第2項、第126条の25第2項及び第171条第2項に規定する保存期間の耐久性を有すること。
- ③ データ保存に使用する電子媒体の一つを「原本」として定め、その旨を明示すること（帳簿の保存状態の判定はこの「原本」に準拠して行うものとする。）。
- ④ 上記③の「原本」のバックアップを作成し、これを「副本」として保存すること。
- ⑤ 委託者等の照会に対し、速やかに回答できるシステムとなっていること。
- ⑥ 保存されているデータにつき合理的期間内にハードコピーによる帳簿の作成が可能なシステムとなっていること。
- ⑦ 入力データの取消し・修正を行った場合、その取消し・修正記録がそのまま残されるシステムとなっていること。
- ⑧ 内部監査に対応できるシステムとなっていること。
- ⑨ 作成・保存に関する責任者を置き、当該作成・保存に関する社内規則が整備されていること。
- ⑩ 電算システムにより作成した帳簿のハードコピーに手書きによる追記・補完等を行った場合は、当該ハードコピーを画像データとして保存することとし、画像データとして保存を行わないときは、当該ハードコピーを原本として保存すること。

Ⅱ－９ 商品先物取引業者の許可

（１）許可申請書の印章

記載上の注意事項にある署名によることができる場合とは、代表者が印章を用いる慣習がない場合が該当する。

（２）商号又は名称

許可申請に係る商号又は名称については、顧客の誤認を防ぐ観点から、過去に存在した商品仲買人、商品取引員等の名称は、合併、事業譲渡等により業務に継続性が認められる業者が使用する場合などを除き、極力使用されないようにする。

（３）営業所又は事務所

許可申請書に記載する営業所又は事務所とは、登記事項証明書（外国法人にあつてはこれに準ずるもの）に記載された営業所又は事務所で、商品先物取引業の全部又は一部を行うために開設する一定の施設又は設備をいい、駐在員事務所、連絡事務所その他商品デリバティブ取引以外の用に供する施設は除くものとする。

（４）許可申請書の添付書類

- ① 規則第８０条第１項に規定する書類等を添付する。なお、参考様式として主務省ホームページに掲載されているものを利用してもかまわない。
- ② 住民票の写しに代わる書面は、次の項目が記載されているものを提出させるものとする。
 - イ．住所
 - ロ．氏名
 - ハ．生年月日
- ③ ただし、役員が国内に在留しない外国人である場合は、住民票の写し等に代えて、本国の住民票の写し又はこれに準ずる書面（英文等の場合には訳文を添付）とすることができる。
- ④ 規則第８０条第１項第６号の「商品先物取引業を遂行するための方法を記載した書面」とは、業務の内容、勧誘の方法、委託者等の保護のための方法、社内体制等が記載されていればよいものとする。なお、これらの内容を記載した社内規則の添付に代えることができる。

（５）許可までの間の留意事項等

許可申請者は、商品先物取引業者として許可されるまでは商品先物取引業を行ってはならない。

（６）許可申請に対する処分

許可申請に対して許可を行わないこととする場合にあっては、不許可の理由を明記した文書をもって許可申請者に通知するものとする。この場合にあっては、主務大臣に対する審査請求及び国を相手方とする処分の取消しの訴えを提起できる旨を書面で教示するものとする。

（７）許可審査の項目

法第１９３条に規定する商品先物取引業の許可の審査に当たっては、許可申請書、同添付

書類及びヒアリングその他質疑応答等、関連する官公署の確認書類により次の点を確認するものとする。

① 株式会社（外国法人はこれに準拠するものを含む。）又は施行令第23条で定める株式会社以外の法人であること。

② その行う業務を健全に遂行するに足る財産的基礎を有し、収支の見込みが良好であること。

イ. 純資産額が1億円を下回っていないか。

ロ. 商品先物取引業の収支の見込みが良好であるか。

③ その行う業務に関して公正かつ的確に遂行できる知識及び経験を有し、十分な社会的信用を有するとともに、委託者等の保護に欠けるおそれがないこと。

イ. 知識とは、申請者が商品デリバティブ取引の受託等を行うに当たって、例えば、日商協の外務員資格取得者など商品デリバティブ取引の仕組みや、法令、関係機関の諸規定等の知識を有している者が複数いること。

ロ. 経験とは、申請者がこれまで商品デリバティブ取引等を公正かつ的確に遂行してきた経験を有していること。

ハ. 十分な社会的信用とは、下記⑦に掲げる内容のほか、申請者及びその役員において委託者等の保護等を目的とする法令等に違反したことがないこと、並びに過去に取引上の信用・業者間の信用、その他委託者等を含む社会からの信用に欠ける実績がないこと。

④ 法第15条第2項に掲げる欠格条項に該当しないこと。

⑤ 申請書類に虚偽の記載がないこと。

⑥ その行う業務を遂行する上で、以下に掲げる体制整備が見込まれること。

イ. 経営者が、その経歴及び能力等に照らして、商品先物取引業者としての業務を公正かつ的確に遂行することができる十分な資質を有していること。

ロ. 常務に従事する役員が、法令等の関連諸規制や本指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、商品先物取引業の公正かつ的確な遂行に必要なとなるコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験を有すること。

ハ. 行おうとする商品先物取引業の的確な遂行に必要な人員が各部門に配置され、内部管理等の責任者が適正に配置される組織体制、人員構成にあること。

ニ. 営業部門とは独立して管理・コンプライアンス部門（担当者）が設置され、その担当者として知識及び経験を有する者が確保されていること。

ホ. 行おうとする商品先物取引業務について、次に掲げる体制整備が可能な要員の確保が図られていること。

(a) 帳簿書類・報告書等の作成、管理

(b) ディスクロージャー

(c) 委託者等の資産の分離保管

(d) リスク管理

(e) 電算システム管理

(f) 売買管理、委託者等管理

(g) 広告審査

(h) 委託者等情報管理

(i) 苦情・トラブル処理

(j) 内部監査

(k) 証拠金等の適切な預託・管理・返還

⑦ 反社会的勢力との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は使用人のうちに、業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、商品先物取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められることがないこと。

イ. 本人が反社会的勢力でないか（過去に反社会的勢力であった場合を含む。）。

ロ. 本人が反社会的勢力と密接な関係を有していないか。

ハ. 法令等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。

ニ. 暴対法の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。

ホ. 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか（特に、刑法第246条から第250条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）の罪に問われた場合に留意すること。）。

（注） なお、商品先物取引業者の主要株主における上記⑦イからホまでの事項等を総合的に勘案した結果、当該主要株主がその影響力を不当に行使することで、結果的に商品先物取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められる場合も、当該商品先物取引業者は「十分な社会的信用を有しない」と認められる可能性があることに留意する必要がある。

（8）商品先物取引業を遂行するための方法を記載した書類

商品デリバティブ取引を行う場合は、業務の内容、勧誘の方法、委託者等の保護のための方法、苦情等の処理方法、社内の体制等が記載されていることを確認するものとする。

（9）新規許可申請に係る留意事項

新規に許可を申請する業者に対しては、原則として、以下の書類の提出を求めることにより、不許可要件等に該当しないかを確認することとする。

① 純資産額（法第193条第2項に規定する純資産額をいう。）を算出した書面

② 法第211条第1項に規定する純資産額規制比率を算出した書面

③ 外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引を業として行おうとする業者については、金銭の分離保管を行うため信託会社又は信託業務を営む金融機関に開設した信託口座に係る信託契約書の写し又はそれに準ずる書面

Ⅱ－１０ 外務員登録

（１）登録対象となる外務員の範囲

商品先物取引業者の商品先物取引業務に従事する役員又は使用人のうち、法第２００条第１項に規定する外務員の登録を必要とする者は、以下のいずれかの業務を行う者とする。

- ① 勧誘を目的とした商品デリバティブ取引の内容説明
- ② 商品デリバティブ取引の勧誘
- ③ 注文の受注
- ④ 勧誘を目的とした情報の提供等（バックオフィス業務に関すること及び委託者等の依頼に基づく客観的情報の提供を除く。）
- ⑤ 法第２００条第１項各号に掲げる行為を行う者

（２）留意事項

商品先物取引業者内の人事異動に伴い一時的に外務員としての業務を行わなくなった場合は、法第２０３条第３号に基づく届出は必要ないことに留意するものとする。

Ⅱ－１１ 商品取引責任準備金

法第２２１条に規定する商品取引責任準備金は、規則第１１１条に基づく計算をし、その額を積み立てておく必要がある。また、次の要件を満たす場合に限り取崩しをすることができることに留意するものとする。

- (１) 商品先物取引業者の役員又は使用人による違法又は不当行為等の事実が規則第１１２条に規定する事故に該当すると認められること。
- (２) 取崩し額が、損失の補てんに必要な額に応じた適正な額であること。
- (３) 法第２１４条の３の損失補てん等の禁止に該当しないものであること。

Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続(商品先物取引業者(商品市場における取引又は外国商品市場取引)編)

Ⅲ－１ 商品先物取引業者の市場仲介機能等の適切な発揮

商品先物取引業者が商品市場において果たしている役割は、その中心に市場仲介者としての機能があり、そこには高い公共性が付随している。また、商品先物取引業者は、市場プレイヤーとして商品市場に参加しているのであるから、以下に留意する必要がある。

- ① 市場仲介者としての信頼性の向上
- ② 委託者に対する商品先物取引業者としてのチェック機能の発揮
- ③ 市場プレイヤーとしての商品先物取引業者の自己規律の維持

②は、基本的には日商協の自主規制機関の策定する自主規制ルール等として、①と③は商品取引所の規程類で確立するものであるが、主務省においても、商品先物取引業者の市場仲介機能等の適切な発揮による商品市場の信頼性向上の観点から、自主規制ルール等も踏まえつつ、以下のような着眼点・監督手法をもって必要な対応を行っていくことが重要である。

Ⅲ－１－１ 市場仲介者としての信頼性向上

(１) 注文管理体制に係る留意事項

- ① 商品先物取引業者は、注文管理体制に係る社内規則を適切に整備し、役職員に対する周知、徹底を図っているか。
- ② 売買発注に関する誤発注防止のためのシステム対応が十分に果たされているか。
- ③ 売買システムを統括する最高情報責任者の選任を含む人員配置や研修、定期的な検査などを通じ、注文管理体制の充実強化・機能維持が図られているか。
- ④ 発注制限・警告解除への管理者の関与が適切に果たされる体制となっており、また適切に実施されているか。
- ⑤ 大規模な誤発注に対する危機対応策が策定され、役職員に対する周知、徹底が図られているか。

(２) 商品先物取引業者の電子情報処理組織の管理に係る留意事項

- ① 自社の電子情報処理組織について、電子情報処理組織の専門家によるシステム監査等、適切なチェックを定期的に行っているか。
- ② 売買発注に関する誤発注防止のためのシステム対応が十分に果たされているか。

Ⅲ－１－２ 委託者に対するチェック機能の発揮

(１) 委託者の不公正取引防止のための売買管理体制に係る留意事項

商品先物取引業者は、実勢を反映しない作為的相場が形成されることとなることを知りながら商品市場における取引の受託等をする行為などを適切に防止することで、委託者に対するチェック機能を発揮する必要がある。そのため、委託者の不公正取引を防止するための売買管理に関して、以下の点に留意する必要がある。(特に、インターネット取引については、その非対面性に鑑みて細心の注意を払うこと。)

- ① 委託者の売買動向の的確な把握及び管理の徹底

イ．委託者の商品先物取引手法・形態等の売買動向を把握するための具体的な取扱方法を策定し、当該取扱方法に基づき、適時、モニタリング等を行うなどにより委託者の売買動機等の的確な把握を行っているか。

ロ．顧客管理部門においては、当該取扱方法について、役職員に周知・徹底を図るとともに、必要に応じ見直しを行う等、その実効性を確保する体制を整備しているか。

ハ．委託者の属性について、常に監視して見直しを行い商品デリバティブ取引を行うに不適当となった場合の対処方法を定めて、適正に運用されているか。

ニ．相場操縦等不正取引を未然に防止する観点から、相場の動向を見つつ委託者の建玉状況や売買状況の把握に努めているか。

ホ．商品先物取引業者は、委託者が仮名や借名口座を利用しているおそれがあると認識した場合に、取引の停止措置、残玉の処分等の措置を講じているか。この場合は、主務大臣に報告するものとする。

ヘ．委託者の資産状況から判断して、取引の状況が過大なものと判断される場合における対処の方法は定めてあるか。

② 売買審査基準の策定及びその効果的活用

イ．委託者の取引の公正性を確保するため、委託者の資産状況等の属性から取引内容について、適正な取引内容となる基準等を策定してその売買が委託者にとって適正なものであるかどうかの判断をしているか。

ロ．価格変動により委託者が不利益を被る事態になった場合の対処方法を定め、委託者に必要な措置（例えば、委託者に対する照会、注意喚起、取引停止等）を講ずる等適切な売買管理を行っているか。

ハ．顧客管理部門においては、属性や取引等の審査基準を定め、適時、実態との整合性の検証を行い、必要に応じ見直しを行う等、その実効性を確保する体制を整備しているか。

③ その他

イ．委託者が過剰な取引を繰り返している場合には、資産状況に照らして過大な資金投入と判断した場合は、適時、注文内容のチェックを行い、必要に応じ委託者への照会、注意喚起、取引停止等の措置を講ずる等適切な売買管理を行っているか。

ロ．上記取引の場合で資金が委託者のものでない場合（例えば、詐欺、横領、着服等により取得したもの）は、犯収法第8条の規定に基づき、速やかに主務大臣を通じて国家公安委員会に届出を行うこととしているか。

（2）反社会的勢力関係委託者等に係る留意事項

商品先物取引業者は、関係当局や日商協との連携の下、反社会的勢力との関係を有する可能性のある委託者について十分な売買管理・売買審査を行うことが望まれる。

Ⅲ－２ 取引一任契約等

（１）外国の法人等との取引一任契約に係る留意事項

取引の一任を受けようとする場合には、規則第１０２条第１項に規定する者との契約等の行為は、以下の点に留意して行うものとする。

- ① 当該契約に係る取引を執行する部門と他の委託取引を受託・執行する部門が明確に分離されているか。
- ② 帳簿の作成において、当該契約に係る取引であることが判別可能な方法により処理されることとなっているか。

（２）商品先物取引業と商品投資顧問業を兼務する場合の留意事項

いわゆるラップ口座を開設することを目的に商品投資顧問業を兼務する場合の弊害防止措置については、利益相反行為の防止など業務の適切性を確保する観点から、その業務に応じて、例えば次のような点に留意して検証することとする。

- ① 異なる種別の業務間における弊害防止措置として、業務内容に応じた弊害発生防止に関する社内管理体制を整備するなどの適切な措置が講じられているか。
- ② 禁止行為（法第２１４条の２及び商品投資に係る事業の規制に関する法律第２８条の２）に抵触しないように業務が運営されているか。

Ⅲ－３ プログラム自動取引を受託する場合の留意事項

商品先物取引業者が、顧客からプログラム自動取引（あらかじめ設定したコンピュータ・プログラムにより注文指示を自動で行う取引をいう。以下同じ。）を受託する場合には、売買取引が当該顧客の個別の注文によることなく、自動的に売買の注文がなされるため、当該取引により生じうるリスクについて十分理解しないままプログラム自動取引を行うこと及び過大な取引等により顧客の利益を不当に侵害することのないよう、書面の交付及び説明並びに広告等について万全の対策を講じるとともに、十分な社内管理体制を構築する必要がある。

したがって、プログラム自動取引を受託する商品先物取引業者は、以下の（１）から（３）に留意する必要がある。また、広告等については、以下の事項の他、Ⅱ－４－３－６に掲げる事項にも留意する必要がある。

（１）プログラム自動取引を受託する場合の交付書面及び広告等の記載事項及び説明事項

商品先物取引業者は、プログラム自動取引を開始する顧客に対して、あらかじめ交付する書面（電磁的方法による場合を含む。）及び広告等に次の事項を含めることとし、顧客に対して十分説明し、その内容を理解していることを確認するものとする。

なお、規則第１０２条第１項第４号に規定する「当該契約の概要その他の参考となるべき事項」とは次の事項を含むものとする。

① 受託するプログラム自動取引の概要

イ． プログラム自動取引の仕組み

ロ． プログラム自動取引における手数料、システム利用料及びその決定の方法

ハ． プログラム自動取引の最中であっても、プログラムによらない顧客の任意の判断に基づく取引注文及び当該顧客の取引に係るプログラムの稼働の停止が可能であること。

② 顧客が予想しない損失を被る可能性の教示

イ． プログラム自動取引により、顧客が想定する許容範囲を超える損失や手数料負担（定額制や上限制の場合は除く。）が発生する可能性があること。

ロ． 取引注文が、必ずしも、プログラムに従い取引注文を発注する条件どおりに約定しない可能性があること。

ハ． 複数のプログラムを組み合わせる場合には、顧客の損失が増幅される可能性があること。

ニ． 顧客が採用しているプログラムの内容が予告なく変更される可能性がある場合にはその旨

③ 損失増大等の弊害を防止する措置

イ． プログラムの設定上、一定の条件の下、建玉の未決済損失が口座残高の一定割合となった場合における全建玉の強制決済（以下「強制ロスカット取引」という。）の可能性があること。プログラムの設定にかかわらず、商品先物取引業者が一定の条件により強制ロスカット取引の執行を行う場合にはその旨及び内容

ロ． 顧客の資産状況等に応じて建玉制限を設定する場合にはその旨及び内容

ハ． システム障害発生時には取引受託の対応方法を切り替える場合があること、その他決済条件の変更がある場合にはその旨

④ 責任範囲

プログラム自動取引の執行に瑕疵があった場合において、商品先物取引業者が負う責任の範囲を明確に定め、その場合は消費者契約法等を踏まえ、免責事項について顧客の利益を一

方的に害する内容でないものとする。

(2) プログラム自動取引を受託する場合に整備すべき社内管理体制

商品先物取引業者は、特に個人顧客が当該取引により生じうるリスクについて十分理解しないまま取引を行わせないよう、以下の点に留意して弊害防止措置を講じるとともに、役職員（外務員を含む。）及び規則第103条第1項第13号の規定を踏まえ管理する電子情報処理組織に対し、第102条第3項の規定に基づき当該措置の遵守を徹底する管理体制を確保していること。

① 適合性の確認

- イ. 既に商品取引契約を締結している顧客であっても、プログラム自動取引の開始の適否を判断する前提となる、インターネットによる電子取引及びプログラム自動取引の仕組み等に関する一定程度の知識を有しない顧客に対し、十分な理解が得られるよう説明をしないままプログラム自動取引を開始させていないか。
- ロ. プログラム自動取引を開始するにあたり、顧客が十分な資金的余裕を持っているか。また、顧客自ら適切に証拠金等の資金管理を行えるよう、顧客に対し十分な情報を提供しているか。

② 業者内審査手続等

- イ. 商品先物取引業者の管理部門は、顧客に対して、プログラム自動取引のリスクを踏まえた自己責任による取引の理解度について審査し、顧客の明確な意思を確認した上で、総括管理責任者がこれを決裁しているか。その上で、顧客に対しプログラム自動取引の開始のための情報を通知することによって、初めてプログラム自動取引の導入が可能となるようにシステムを設定しているか。
- ロ. プログラム自動取引の受託について、他の商品先物取引と異なる内容があれば、その内容について社内規程に明記しているか。
- ハ. プログラム自動取引の受託に関する業務の遂行方法について、規則第80条第1項第6号及び第82条第1項第4号の規定に基づき主務大臣に提出する「商品先物取引業を遂行するための方法」に記載しているか。
- ニ. 法定帳簿等及び顧客に対する取引成立の通知の記載において、プログラム自動取引であることを明確に識別させているか。

③ その他

- イ. 顧客がプログラム自動取引の停止を希望した場合は、直ちにプログラム自動取引を停止するための措置を講じているか。
- ロ. 商品先物取引業者とプログラム提供者又は設計者との間に資本関係又は人的関係等がある場合、顧客と商品先物取引業者の間に利益相反が起こるようなプログラムの設計又は開発を防止する措置を講じているか。

(3) 追加的な留意事項

(1) 及び(2)に加え、商品先物取引業者は、次の①及び②又はそのいずれかに該当する場合は、以下の事項に留意する必要がある。

- ① 商品先物取引業者が特定のプログラムの推奨・紹介・貸与・販売・設計等（注）（以下「推奨等」という。）に関与している場合

（注）プログラムを提供する業者を推奨・紹介することは「特定のプログラムの推奨等」には該当せず、②に該当する。

商品先物取引業者は、顧客に対して交付する書面（電磁的方法による場合を含む。）及び広告等には、（１）の事項に加え、次の事項を記載することとし、顧客に対して十分説明するものとする。

イ. 推奨等を行うプログラムの発注条件（変更があった場合にはその概要）

ロ. プログラム毎の過去一定期間（対象とした期間を明示すること。）における実績等（注）

例えば、期間損益（割合）、取引回数、最大損失額（割合）、損益の実現の割合、損益それぞれの合計値・平均値、標準偏差、騰落幅等。

（注）この場合においては、過去の運用実績が将来の運用成績を保証するものでないことに注意しなければならない。その旨を顧客に対して交付する書面及び広告等に記載し、顧客に対して説明しなければならない。また、特に利益率等が高い期間を用いて、恣意的に示すことは許されない。

商品先物取引業者は、プログラムに係る顧客の苦情等について、適切な苦情相談体制を確保しなければならない。この場合、顧客から商品先物取引業者への直接の連絡窓口を設けることが不可欠であり、さらに必要に応じて、当該プログラム提供業者の連絡先を商品先物取引業者が明示することが望ましい。

また、プログラムの内容の変更について、プログラムの作動に影響する等の重大な変更が行われる場合には、顧客に対しあらかじめ十分に注意喚起する体制を整備しなければならない。

- ② 商品先物取引業者が特定のプラットフォーム提供業者の推奨又は紹介に関与している場合

商品先物取引業者又は顧客に対しプログラムを作動させるためのプラットフォーム（プログラムを含むソフトウェアを集積する特定の情報処理システムをいう。）を提供する第三者（以下「プラットフォーム提供業者」という。）がおり、商品先物取引業者が顧客に対して、自らのサービスとして当該プラットフォーム提供業者の利用を推奨又は紹介する等の何らかの関与が認められる場合には、商品先物取引業者は、顧客保護の観点から、以下の点に留意する必要がある。なお、以下の点はあくまで一般的な着眼点であり、委託事務の形態・内容等に応じて、追加的に検証を必要とする場合があることに留意する。

イ. 推奨・紹介するプラットフォーム提供業者と商品先物取引業者が負う責任の範囲を明確に定め、顧客に対して交付する書面に記載し、顧客に対して説明しているか。

ロ. プラットフォームに係る顧客の苦情等について、商品先物取引業者は、プラットフォーム提供業者との間における上記の責任の範囲に応じ、適切な苦情相談体制を確保しなければならない。この場合、顧客から商品先物取引業者への直接の連絡窓口を設け、又は当該プラットフォーム提供業者の連絡先を商品先物取引業者が明示するものとする。

ハ. プラットフォームの内容の変更に伴って、プログラムの作動に影響する等の重大な変更が行われる場合には、顧客に対しあらかじめ十分に注意喚起する体制を整備しなければならない。

IV. 監督上の評価項目と諸手続（店頭商品デリバティブ取引）

IV－1 法令等遵守体制

店頭商品デリバティブ取引を業として行う者（以下「店頭商品デリバティブ取引業者」という。）のコンプライアンス体制については、内部管理体制の整備及び監督手法をもって対応することとするが、それ以外にも、自主規制機関の策定する自主規制ルールの遵守状況も含めた幅広い検証を行うこととする。

なお、「特定店頭商品デリバティブ取引業」とは区別されていることに留意する必要がある。

●店頭商品デリバティブ取引業者の分離保管に係る留意事項

店頭商品デリバティブ取引業者が店頭商品デリバティブ取引に係る金銭その他の取引証拠金を管理する場合、以下の点に留意して監督するものとする。

- ① 規則第98条の3に定める方法に従い、相手方の資産を自己の資産と区分し、個人である相手方は規則第98条の3第1項第1号に規定する方法、個人以外の相手方の場合は、第98条の3第1項第2号に規定する方法により適切に管理しているか。
- ② 規則第98条の3第1項第1号へに規定する特定信託必要額を適切に算定しているか。
また、特定信託必要額の計算に当たっては、顧客から預託を受けた金銭又は保証金に、次のイからハまでに掲げる額を加減算しているか。
イ．実現損益
ロ．評価損益
ハ．スワップ損益
- ③ 規則第98条の3第1項第1号への信託財産の元本の評価額が特定信託必要額に満たないこととなるかどうかの判定を、特定信託必要額の計算基準となる時点の属する日本時間における日を基準日として行っているか。また、特定信託必要額に満たない場合には、不足額に相当する金銭が満たないこととなった日（基準日）の翌日から起算して2営業日以内に追加しているか。
- ④ 受託者である金融機関等からカバー取引相手方に対して保証状等（以下「LG」という。）が差し入れられる場合、LGに基づく支払がなされた場合でも、常に、信託財産が特定信託必要額を上回ることとなっているか。また、商品先物取引業者に係る破産手続・再生手続・更生手続の開始の申立て等により相手方分離保管信託が終了する場合において、相手方に対する金銭又は保証金の返還がカバー取引相手方に対する支払に優先する契約内容になっているか。
- ⑤ 分離保管の状況について、例えば、定期的に、外部監査又は独立した部署による内部監査を受けること等により、適切に管理しているか。

IV－２ 勧誘・説明体制

（１）優越権行使による勧誘

優越的地位の立場から顧客に対してその立場を強調して勧誘していないか。

（２）店頭商品デリバティブ取引業者の説明責任に係る留意事項

- ① 店頭商品デリバティブ取引について、店頭商品デリバティブ取引業者が相手方の取引時に表示した商品、商品指数又はオプションの価格を、当該価格の提示を要求した当該相手方に提示する場合には、各取引日ごとの始値、高値、安値及び終値の提示によることができる。
- ② 以下の点について、相手方から説明を求められた場合には、適切な説明を行っているか。
 - イ．カバー取引の発注方法
 - ロ．カバー取引の執行基準
 - ハ．カバー取引相手方との間でシステム障害が発生した場合の対応
- ③ 自己勘定による取引を行っているか否か、行っている場合のリスク管理体制等について、相手方から説明を求められた場合には、適切な説明を行っているか。
- ④ 規則第９８条の３に定める委託者等分離保管の状況について、顧客から説明を求められた場合には、適切な説明を行っているか。
- ⑤ 当該店頭商品デリバティブ取引の商品内容やリスクについて、例えば、以下のような点を含め、具体的に分かりやすい形で解説した書面を交付する等の方法により、適切かつ十分な説明をしているか。
 - イ．当該店頭商品デリバティブ取引の対象となる商品の価格水準等（必要に応じてボラティリティの水準を含む。以下同じ。）に関する最悪シナリオ（過去の相場変動のデータ等合理的な前提を踏まえたもの。以下同じ。）を想定した想定最大損失額について、前提と異なる状況になればさらに損失が拡大する可能性があることも含め、顧客が理解できるように説明しているか。
 - ロ．当該店頭商品デリバティブ取引において、顧客が許容できる損失額及び当該損失額が顧客の経営又は財務状況に重大な影響を及ぼさないかを確認し、上記の最悪シナリオに至らない場合でも許容額を超える損失を被る可能性がある場合は、商品の価格水準等の状況がどのようなになれば、そのような場合になるのかについて顧客が理解できるように説明しているか。
 - ハ．説明のためにやむを得ず実際の店頭商品デリバティブ取引と異なる例示等を使用する場合は、当該例示等は実際の取引と異なることを説明しているか。
- ⑥ 当該店頭商品デリバティブ取引に係る商品取引契約の中途解約及び解約清算金について、例えば、以下のような点を含め、具体的に分かりやすい形で解説した書面を交付する等の方法により、適切かつ十分な説明をしているか。
 - イ．当該商品取引契約が原則として中途解約できないものである場合にはその旨について、顧客が理解できるように説明しているか。
 - ロ．当該商品取引契約を中途解約すると解約清算金が発生する場合にはその旨及び解約清算金の内容（商品の価格水準等に関する最悪シナリオを想定した解約清算金の試算額及び当該試算額を超える額となる可能性がある場合にはその旨を含む。）について、顧客が理解できるように説明しているか。

ハ．当該商品取引契約において、顧客が許容できる解約清算金の額を確認し、上記の最悪シナリオに至らない場合でも許容額を超える損失を被る可能性がある場合は、これについて顧客が理解できるよう説明しているか。

- ⑦ 提供する店頭商品デリバティブ取引がヘッジ目的の場合、当該取引について以下が必要であることを顧客が理解しているかを確認し、その確認結果を踏まえて、適切かつ十分な説明をしているか。

イ．顧客の事業の状況や市場における競争関係を踏まえても、継続的な業務運営を行う上で有効なヘッジ手段として機能すること（相場変動の影響を軽減させるような価格交渉力や価格決定力の有無等を包括的に判断することに留意）。

ロ．上記に述べるヘッジ手段として有効に機能する場面は、契約終期まで継続すると見込まれること（ヘッジ手段自体に損失が発生していない場合であっても、前提とする事業規模が縮小されるなど顧客の事業の状況等の変化により、顧客のヘッジニーズが左右されたりヘッジの効果がそのニーズに対して契約終期まで有効に機能しない場合があることに留意）。

ハ．顧客にとって、今後の経営を見通すことがかえって困難とすることにならないこと（ヘッジによる仕入価格等の固定化が顧客の価格競争力に影響を及ぼし得る点に留意）。

- ⑧ 上記⑦に掲げる事項を踏まえた説明を受けた旨を顧客から確認するため、例えば顧客から確認書等を受け入れ、これを保存する等の措置をとっているか。

- ⑨ 顧客の要請があれば、定期的又は必要に応じて随時、顧客のポジションの時価情報や当該時点の解約清算金の額等を提供又は通知する等、顧客が決算処理や解約の判断等を行うために必要となる情報を適時適切に提供しているか。

- ⑩ 当該店頭商品デリバティブ取引に係る顧客の契約意思の確認について、契約の内容・規模、顧客の業務内容・規模・経営管理体制等に見合った意思決定プロセスに留意した意思確認を行うことができる体制が整備されているか。例えば、契約しようとする商品取引契約が顧客の今後の経営に大きな影響を与えるおそれのある場合、当該顧客の取締役会等で意思決定された上での契約かどうか確認することが重要となることに留意する。

（３）不当な勧誘等の禁止

規則第１０３条に規定する種々の勧誘等の禁止行為が行われることのないように充分留意するものとする。具体的には、以下の点に留意して監督するものとする。

- ① 個人顧客から両建て取引を行いたい旨の積極的意思表示があった場合や、両建て取引を行うことができるか否かについて照会があった場合に、両建て取引を行うことができる旨を告げることは、直ちに規則第１０３条第１項第２２号に該当するものではないが、両建て取引について、「手数料が二重にかかること、損益が固定されること、逆ざやが生じるおそれがあることなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがある取引である」旨に言及することなく取引を行っていないか。

- ② 個人顧客と店頭商品デリバティブ取引を行う場合には、スプレッド又は手数料が特に低い取引（以下「低スプレッド取引」という。）を提供する店頭商品デリバティブ取引業者が、広告等でスプレッド又は手数料が低いことを強調する表示をしている場合には、例えば、以下のようなおそれが生じていないか。

イ．他に顧客が支払うべき手数料、報酬、その他の対価又は費用があるにもかかわらず、顧客が支払う対価又は費用が、実際よりも著しく低額であるかのように誤解させるおそれ

ロ．顧客が注文時に指定したレートと実際に約定するレートとの相違（スリッページ）が生じ、広告等で表示するよりも高いスプレッドで取引を行うこととなるおそれ

- （４）個人顧客を相手方とし、又は個人顧客のために法第２条第２項第５号に掲げる行為を行うことを内容とする商品取引契約に係る締結前交付書面の記載事項の特則に係る留意事項

規則第１０５条第１項第１号に規定する「カバー取引の相手方」については、複数のカバー取引の相手方がある場合は、その全てを記載することとする。ただし、銀行間外国為替市場（いわゆる「インター・バンク市場」）参加者が当該取引をインター・バンク市場において行う場合であって、あらかじめカバー取引の相手方が特定できない場合には、その旨を記載すれば足りるものとする。

規則第１０５条第１項第４号に規定する「法第２１０条第２号の規定に基づく措置に関する事項」には、委託者等から預託を受けた金銭、有価証券その他の物及び委託者等の計算に属する金銭、有価証券その他の物の価格に相当する財産の信託先となる規則第９８条の３第１項第１号ホ（２）（ｉ）から（iv）までに掲げる信託先の具体的な名称を記載することを含むものとする。

- （５）取引証拠金等の受領に係る書面交付に係る留意事項

規則第１１０条の２第１項第４号に規定する「当該商品先物取引業者が取引証拠金を受領した日付」については、各社において相手方との間で約した取決めにに基づき、入金された当日又は翌営業日等とすることができるものとする。

IV-3 店頭商品デリバティブ取引に係るリスク管理体制

個人顧客向け店頭商品デリバティブ取引について、自己が負うリスクの管理が重要であることから、リスク管理体制の整備及び業務運営の遂行について、以下の点に留意し監督するものとする。

(1) 顧客及びカバー取引相手方との取引に係る留意事項

- ① 相手方との取引後、カバー取引を行うまでの間に時間差が生じる可能性がある場合には、その間の相場の急激な変動等に備えたリスク管理体制を整備しているか。
- ② カバー取引を顧客との取引の都度行うのではなく、一定の時間ごと若しくは一定の金額ごとに行う又はディーラーの判断によって行うこととしている場合には、顧客との取引とカバー取引との時間差が生じることに十分留意し、その間の相場の急激な変動等に備えたリスク管理体制を整備しているか。
- ③ システムによるカバー取引に係るシステムリスクについては、カバー取引を行う際にカバー取引相手方との間でシステム障害により、取引が行えない場合があることを勘案し、その間の相場の急激な変動等に備えたリスク管理体制を整備しているか。
- ④ カバー取引相手方との間の契約内容等を十分に把握し、トラブル発生時の対応が迅速かつ適切になされるような体制が整備されているか。

(2) 相場が急激に変動した場合の取引に係る留意事項

相場が急激に変動した場合に備え、自己勘定取引を停止する又はカバー取引相手方との取引ができない場合には顧客からの受注を行わない等の具体的なリスク管理の方針を定め、そのための体制を整備しているか。

(3) ロスカット取引に係る留意事項

- ① 顧客の損失が、顧客が預託する取引証拠金を上回ることがないように、価格変動リスクや流動性リスク等を勘案してロスカット取引を実行する水準を定めているか。
- ② ロスカット取引に関する取決めを明確に定めた社内規程等を策定し、顧客との契約に反映しているか。
- ③ 取引時間中の各時点における顧客のポジションを適切に把握し、上記①の水準に抵触した場合には、例外なくロスカット取引を実行しているか。
- ④ ロスカット取引を実行した状況を、定期的に又は必要に応じて随時に、取締役会等に報告しているか。

(4) 自己勘定取引に係る留意事項

顧客取引に係るカバー取引以外に自己勘定による取引を行っている場合には、以下の点に留意する必要がある。

- ① 自己勘定取引を行う担当者のポジションリミット、ストップロスリミット(日次・月次)、オーバーナイトポジションのリミット等について社内規程を整備しているか。
- ② 自己勘定取引を行う担当者の取引の発注に関し、誤発注を回避するための防止措置を設けているか。
- ③ 担当者の行う取引における社内規程の遵守について、バックオフィスにおいて常時モニタリングする体制となっているか。

(5) 低スプレッド取引に係る留意事項

低スプレッド取引を提供する店頭商品デリバティブ取引業者は、相当程度の取引量を確保・維持しなければ、財務状況が悪化するおそれがある。一方、経営の安定を確保するに足りる取引量について、適切に管理できる体制を整備する必要がある。こうしたことから、例えば以下のような点を含め、十分なリスク管理体制を構築しているか。

- ① 全社的なリスク管理体制の整備（例えば、リスク管理基本方針の策定等）を行う際に、低スプレッド取引に伴うリスクを十分認識し、適切に反映しているか。
- ② 低スプレッド取引の提供を開始する際には、その収益構造及び取引量に照らして十分な収益性を確保できるかを検討した上で、スプレッド又は手数料を決定しているか。また、当該決定について、自社の収益構造及び取引量の変化等を踏まえて定期的に検証し、必要に応じて見直しを行っているか。こうした手続について、社内規程等において明確化しているか。
- ③ 当該取引の取引量、取引内容及び自社の財務状況に与える影響等を把握し、適時適切に取締役会等に報告する体制を整備しているか。
- ④ その想定する収益構造を実現するため、システムその他の必要な体制を十分に整備しているか。また、実際の収益状況を随時検証し、当該体制を適切に見直しているか。

IV-4 特定店頭商品オプション取引に係る留意事項

いわゆるバイナリーオプション取引等の個人向けの特定店頭商品オプション取引（規則第103条第7項に規定する特定店頭商品オプション取引をいう。以下同じ。）の中には、短時間で損益の結果が判明するため顧客による過度の投機的取引が行われるおそれのあるものや、複雑な理論的根拠に基づく商品であるにもかかわらず一見単純な商品性であるとの誤解を招きやすく顧客による正確なリスクの把握が困難なものが存在する。

そこで、店頭商品デリバティブ取引業者が、個人向けの特定店頭商品オプション取引を取り扱う場合には、公益又は委託者等の保護のため必要かつ適切な商品設計や業務を執行する体制の確保・整備を図る観点から、以下の点に留意しつつ、日商協の策定する自主規制ルールの内容を遵守しているかについて検証を行うこととする。

（1）商品性に係る留意事項

店頭商品デリバティブ取引業者は、自社の提供する個人向けの特定店頭商品オプション取引について、店頭商品デリバティブ取引としての適切性及び健全性を確保するため、以下の点に留意しているか。

① 取引期間・取引期限について

イ. 取引期間（取引開始時刻から判定時刻までの期間）について、過度の投機的取引を助長するような短い期間に設定していないか。

ロ. 同一の商品等に係る各取引期限の間隔について、過度の投機的取引を助長するような短い間隔に設定していないか。また、異なる商品等にまたがる取引期限に関し、合理的な理由がないにもかかわらず、互いに短い間隔のずれを設けることにより、商品等をまたがって反復・継続的に過度の投機的取引を助長するような形となっていないか。

ハ. 取引期間中、取引期限に至るまで、可能な限り、顧客の買付取引注文又は売付取引注文（新規取引注文を含む。）に応じているか。

② 権利行使価格について

イ. 顧客が取引に係るリスクを正確に把握して適切に投資判断を行えるよう、取引期間の開始前に、取引に係る権利行使価格（一定の方法により定められるものにあつては、その算定方法。以下同じ。）を決定・提示しているか。

ロ. 過度の投機的取引を助長するような、取引期間の開始時点の原資産の商品価格から著しく乖離した価格に権利行使価格を設定していないか。

③ 取引の公正性について

同一の原資産、取引期間及び権利行使価格を有する商品について、新規買付取引と新規売付取引の機会を同時に提供する方法、又は、権利行使価格について、全ての顧客が損失を被る場合が発生するような設定（いわゆる「総取り」）を排除する方法により、店頭商品デリバティブ取引業者のみが有利となる取引条件を取り除いているか。

④ 取引価格（対価）について

権利行使期間、権利行使価格及び原資産の商品価格等に照らし、公正な方法により取引価格（対価）を算出しているか。

（2）顧客管理・取引管理に係る留意事項

店頭商品デリバティブ取引業者は、個人向け特定店頭商品オプション取引について、例えば以下の点に留意して、顧客の属性等に応じた適切な取扱いを行っているか。

- ① 顧客の知識・経験・資力に応じた取引開始基準を設定しているか。
- ② 商品デリバティブ取引についての投資可能資金額の範囲内で、顧客が適正に取引を行っているか。

(3) 顧客への情報提供に係る留意事項

店頭商品デリバティブ取引業者は、顧客が取引に係るリスクを正確に把握して適切に投資判断を行えるよう、個人向け特定店頭商品オプション取引について、そのリスク、商品内容及び損益実績等について、必要かつ十分な説明・情報提供を行っているか。また、店頭商品デリバティブ取引業者の広告により、委託者等が過度な期待や誤った認識を持つことがないよう、広告・宣伝の適正化や適切な広告審査体制の整備を行っているか。

(4) 適切な取引条件に係る留意事項

① 取引条件の算出根拠の開示について

顧客が合理的な投資判断を行うことができるよう、取引価格、権利行使価格及び判定価格の設定根拠について、十分に顧客に説明しているか。

② 取引停止（いわゆる「売切れ」）について

取引停止は顧客へのサービスの中断、流動性の供給の停止となることを踏まえ、顧客への影響を考慮し、以下の対応を行っているか。

イ．顧客に対し、事前に取引停止の判断基準を説明しているか。

ロ．取引停止の発生時に、発生した旨及びその理由をホームページ等に公表するほか、文書で保存しているか。

ハ．取引停止の発生時に、担当部署以外の第三者等による発生原因の解明やモニタリングを行い、再発防止に取り組んでいるか。

③ 取引条件に関するモニタリングについて

取引価格や判定価格について、担当部署以外の第三者等によるモニタリングを行い、適切性を検証しているか。

V. 監督上の評価項目と諸手続（商品先物取引仲介業者）

V－1 業務の適切性等

商品先物取引仲介業者の業務の適切性、法令等遵守体制、勧誘・説明体制、行政処分（法第240条の22第1項の立入検査、同条第2項の報告徴収及び法第240条の23の業務停止命令等）等については、Ⅱ－4に準ずるものとし、以下の点に留意して検証することとする。

（1）商品先物取引仲介業を行う契約

所属商品先物取引業者との仲介業の委託業務契約が存在するか。また、その内容について適正かつ遵守されているか。

（2）金銭等の授受の禁止

法第240条の15に規定する顧客からの金銭等の預託を受けていないか。また、施行令第37条に掲げる当該商品先物取引仲介業者と密接な関係にある者に対しても顧客から金銭等の預託を受けていないか。

V-2 諸手続

V-2-1 登録手続

(1) 登録申請書の印章

記載上の注意事項にある署名によることができる場合とは、代表者が印章を用いる慣習がない場合が該当する。

(2) 氏名又は商号若しくは名称

登録申請に係る氏名又は商号若しくは名称については、顧客の誤認を防ぐ観点から、過去に存在した商品仲買人、商品取引員等の名称は、合併、事業譲渡等により業務に継続性が認められる業者が使用する場合などを除き、極力使用されないようにする。

(3) 営業所又は事務所

登録申請書に記載する営業所又は事務所とは、法人の場合、登記事項証明書（外国法人にあつてはこれに準ずるもの）に記載された営業所又は事務所で、商品先物取引仲介業の全部又は一部を行うために開設する一定の施設又は設備をいい、駐在員事務所、連絡事務所その他商品デリバティブ取引以外の用に供する施設は除くものとする。

(4) 登録申請書の添付書類

- ① 規則第126条の3に規定する書類等を添付する。なお、参考様式として主務省ホームページに掲載しております。
- ② 住民票の写しに代わる書面には、次の項目が記載されているものを提出させるものとする。
 - イ. 住所
 - ロ. 氏名
 - ハ. 生年月日
- ③ ただし、役員が国内に在留しない外国人である場合は、住民票の写し等に代えて、本国の住民票の写し又はこれに準ずる書面（英文等の場合には訳文を添付）とすることができる。
- ④ 規則第126条の3第1項第3号の「商品先物取引仲介業を遂行するための方法を記載した書面」とは、業務の内容、勧誘の方法、委託者等の保護のための方法、苦情等の処理方法、社内体制等が記載されていればよいものとする。なお、これらの内容を記載した社内規則の添付に代えることができる。

(5) 登録までの間の留意事項等

登録申請者は、商品先物取引仲介業者登録簿に登録されるまでは商品先物取引仲介業の業務を行ってはならない。

(6) 登録番号の取扱い

- ① 登録番号は、農林水産省と経済産業省の統一の一連番号を付すものとし、商品先物取引仲介業者登録簿に記載する登録番号は次のとおりとする。
 - 例）〇〇農林水産省・経済産業省登録（商品先物取引仲介業者）第〇〇号
- ② 登録がその効力を失った場合の登録番号は欠番とし、補充は行わないものとする。

③ 登録番号を商品先物取引仲介業者登録番号台帳により管理するものとする。

(7) 登録申請者への通知

商品先物取引仲介業者登録簿に登録した場合は、登録済通知書を登録申請者に交付するものとする。

(8) 登録の拒否

登録申請に対して登録の拒否とする場合にあっては、登録拒否の理由を明記した文書をもって登録申請者に通知するものとする。この場合にあっては、主務大臣に対して審査請求又は国を相手方とする処分の取消しの訴えを提起できる旨を書面により教示するものとする。

(9) 商品先物取引仲介業者登録簿

- ① 商品先物取引仲介業者登録簿には、法第240条の3第1項各号に規定する事項及び登録年月日及び登録番号を記載するものとする。
- ② 登録申請書記載事項に係る変更届出書が提出された場合には、当該届出書の変更内容を商品先物取引仲介業者登録簿に記載するものとする。

V-2-2 登録手続に係る留意事項

法第240条の3の規定に基づく登録申請書の取扱い等に当たっては、上記ほか、以下の点に留意するものとする。

(1) 登録申請に係る代理申請について

商品先物取引仲介業者に係る登録申請については、申請者及び所属商品先物取引業者の利便性、所属商品先物取引業者の申請事務の効率化、更に、登録申請書記載内容の精度の確保、事務処理の迅速化等を目的として、所属商品先物取引業者が申請書の内容を精査した上で代理申請を行うことなどが可能であることに留意するものとする。

また、代理により申請が行われた際には、委任状等により代理権の有無及び代理権の範囲について確認するものとし、代理権の範囲が申請書の補正依頼、登録済通知の送付等に及んでいる場合、当該依頼又は通知等は、代理人に対して行うことができることに留意するものとする。

(2) 審査事項

規則第126条の2第3号に規定する、所属商品先物取引業者が2以上あるときに、登録申請者の事故につき、当該事故による損失の補てんを行う所属商品先物取引業者の商号又は名称が適切に記載されているか否かの審査に当たっては、以下の事項が満たされていることを確認するものとする。

- ① 事故の発生状況等を類型化し、当該類型の全てについて、当該損失の補てんを行う所属商品先物取引業者の商号又は名称が明確に特定されているか。
- ② いずれの類型にも該当しない場合、又はいずれの類型に該当するかが明確でない場合についても、当該事故による損失の補てんを行う所属商品先物取引業者の商号又は名称が特定されているか。

(3) その他

法第240条の5第4号に規定する商品先物取引仲介業を的確に遂行することができる知識及び経験を有しない者であるか否かの審査に当たっては、登録申請書及び同添付書類等を参考としつつ、次の点を確認するものとする。なお、申請者が外国法人である場合は、下記①については国内に駐在する役職員の状況を、下記②及び③については国内における状況を確認するものとする。

- ① 商品先物取引仲介業務を行う者（商品先物取引仲介業務を行う役員、内部管理等の責任者等）が、例えば、日商協の外務員資格取得者であるなど商品デリバティブ取引の仕組み、法令、諸規定等につき一定以上の知識を有しているか。
- ② 申請者がこれまで商品デリバティブ取引等を公正かつ的確に遂行してきた経験をもっていること。
- ③ 申請者が商品先物取引仲介業の他に行っている事業において、過去に公益に反するような実態がないこと。
- ④ 申請者が法第15条第2項の欠格要件に該当しないこと。
- ⑤ 申請者の所属商品先物取引業者が、自主規制機関に加入していること。
- ⑥ 商品先物取引業者でないこと。
- ⑦ 申請書類に虚偽の記載がないこと、又は重要な事実の記載が欠けていないこと。
- ⑧ 申請者が法人又は商品先物取引仲介業務を行う使用人のある個人である場合、その行う業務の内容及び規模に応じて、行おうとする業務の的確な遂行に必要な人員が配置され、内部管理等の責任者が適正に配置される組織体制、人員構成となっているか。
- ⑨ 申請者が法人又は商品先物取引仲介業務を行う使用人のある個人である場合、その行う業務の内容及び規模に応じて、次に掲げる体制整備が図られているか（下記イ及びロについては、所属商品先物取引業者に帳票作成事務等を依頼し、商品先物取引仲介業者が管理することも可能とする。また、下記ハからホまでに掲げる項目のうち、所属商品先物取引業者により適切に実施される体制が確保されている項目は除く。）。
 - イ．帳簿書類・報告書等の作成、管理
 - ロ．顧客管理
 - ハ．電算システム管理
 - ニ．苦情・トラブル処理
 - ホ．内部監査

V-2-3 届出

商品先物取引仲介業者の届出については、Ⅱ-7に準ずるほか、廃業等の届出については商品先物取引仲介業者から法第240条の7第1項の規定に基づく届出書を受理する際、当該商品先物取引仲介業者に対して必要に応じてヒアリングを行うなどにより、法第240条の23第1項の規定による登録取消しの事由の存しないことについて確認を行うことに留意するものとする。

V-2-4 業務に関する帳簿書類関係

業務に関する帳簿書類の作成・保存に関する取扱いについては、Ⅱ-8に準ずるほか、法第240条の20に規定する規則第126条の25に掲げる商品先物取引仲介業務に関する帳簿書類については、所属商品先物取引業者のシステムやフォーマットを利用して作成すること又は

所属商品先物取引業者にその作成に係るシステムやフォーマットの構築を委託することができるが、商品先物取引仲介業者が作成及び保存の義務を負うことに留意するものとする。

V－2－5 外務員登録

法第240条の11に規定する法第200条から第208条までの準用は、本監督指針のⅡ－10を適宜参照し、これに準ずるものとする。

VI. 監督上の評価項目と諸手続（特定店頭商品デリバティブ取引業者）

VI-1 業務の適切性

特定店頭商品デリバティブ取引業者の業務の適切性については、法第349条第3項で準用する法第214条の3に規定する損失補てんの禁止行為が行われていないか、また、法第349条第3項で準用する法第214条の3第3項ただし書による主務大臣の確認その他の法定の手続を経ずに委託者等に損失の補てんが行われていないか、という点に留意するものとする。

VI-2 業務に関する帳簿書類関係

業務に関する帳簿書類の作成・保存に関する取扱いについては、規則第171条又は第172条に準じて作成すること。

VI-3 特定店頭商品デリバティブ取引業者の届出

（1）届出書の印章

記載上の注意事項にある署名によることができる場合とは、代表者が印章を用いる慣習がない場合が該当する。

（2）氏名又は商号若しくは名称

届出に係る氏名又は商号若しくは名称については、顧客の誤認を防ぐ観点から、過去に存在した商品仲買人、商品取引員等の名称は、合併、事業譲渡等により業務に継続性が認められる業者が使用する場合などを除き、極力使用されないことを確保することとする。

（3）営業所又は事務所

届出書に記載する営業所又は事務所とは、法人の場合、登記事項証明書（外国法人にあつては準ずるもの）に記載された営業所又は事務所で、特定店頭商品デリバティブ取引業の全部又は一部を行うために開設する一定の施設又は設備をいい、駐在員事務所、連絡事務所その他商品デリバティブ取引及び特定店頭商品デリバティブ取引以外の用に供する施設は除くものとする。

なお、無人の営業所又は事務所については、これらを統括する営業所又は事務所の名称等を記入させることとする。

（4）届出書の添付書類

- ① 規則第168条第2項に規定する書類等を添付する。
- ② 住民票の写し等には、次の項目が記載されているものを提出させるものとする。
 - イ．住所
 - ロ．氏名
 - ハ．生年月日

（5）届出までの間の留意事項等

届出者は、届出前に特定店頭商品デリバティブ取引業の業務を開始してはならない。

(6) 特定店頭商品デリバティブ取引業者名簿

- ① 法第349条第2項に規定する特定店頭商品デリバティブ取引業者名簿には、法第349条第1項各号に規定する事項を記載するものとする。
- ② 届出書記載事項に係る変更届出書が提出された場合には、当該届出書の変更内容を特定店頭商品デリバティブ取引業者名簿に反映させて記載するものとする。

(7) 変更届出

特定店頭商品デリバティブ取引業者の変更届出については、法第349条第1項後段の変更があった場合に届出をするものとする。

VI-4 変動証拠金及び当初証拠金の授受に係る措置について

金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第123条第1項第21号の10に定める変動証拠金及び同項第21号の11に定める当初証拠金については、以下の点に留意し監督するものとする。

(1) 証拠金の授受

金商業等府令における証拠金の授受に当たって、特定店頭商品デリバティブ取引業者（規則第168条第4項第4号の規定に基づき同号イに掲げる事項を届け出ることとされている特定店頭商品デリバティブ取引業者に限る。（2）において同じ。）は、金融機関等を相手方とする非清算店頭デリバティブ取引（金商業等府令第123条第1項第21号の10に規定する非清算店頭デリバティブ取引をいう。以下同じ。）において、同号及び第21号の11に規定する措置（変動証拠金及び当初証拠金の授受に係る措置）を講ずるに当たり、当該非清算店頭デリバティブ取引に店頭商品デリバティブ取引を含めた上で、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の「IV-2-4（4）非清算店頭デリバティブ取引」等を参照して適切な対応をとるよう努めているか。

また、金商業等府令第123条第12項第4号ロに規定する店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が3000億円未満の特定店頭商品デリバティブ取引業者（第一種金融商品取引業者等（注）である者に限る。）であっても、金融機関等を相手方とする非清算店頭デリバティブ取引における変動証拠金の授受等に関する体制整備について、当該店頭デリバティブ取引に店頭商品デリバティブ取引を含め、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の「IV-2-4（4）非清算店頭デリバティブ取引」等を参照して、取引の規模やリスク特性等を勘案し、適切な対応をとるよう努めているか。

（注）第一種金融商品取引業者及び登録金融機関のほか、「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、「系統金融機関向けの総合的な監督指針」、「保険会社向けの総合的な監督指針」、「信託会社等に関する総合的な監督指針」の対象となる者をいう。

(2) 定量的計算モデルの適合性の確保

「金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第一項第二十一号の十一イの規定に基づき、金融庁長官が定める潜在的損失等見積額を算出する方法を定める件」（平成28年金融庁告示第15号。以下「金融庁告示」という。）第1条第1項の定量的計算モデルを用いる方法により、金商業等府令第123条第1項第21号の11イの潜在的損失等見積額を算出する特定店頭商品デリバティブ取引業者は、当該モデルの適合性を確保するため、以下の点に留意

することとする。

- ① 当該定量的計算モデルの構築、使用その他の運用が、金融庁告示第3条から第6条の規定に適合しているか。
- ② 当該定量的計算モデルの構築、使用その他の運用が当該規定に反することとなったときは、特定店頭商品デリバティブ取引業者は、遅滞なく、その旨及びその内容を主務省に報告しているか。

VI-5 行政処分を行う際の留意点

法第349条第5項の立入検査、同条第7項の業務改善命令及び同条第8項の業務停止命令については、II-4-6に準ずるものとする。

Ⅶ. その他（無許可業者等）

Ⅶ－１ 無許可業者等の実態把握等

消費者からの苦情、捜査当局からの照会、地域の消費生活センター、日商協等からの情報提供等から、無許可・無届けで商品先物取引業等を行っている者（以下「無許可業者等」という。）を把握した場合は、当該情報提供者や消費生活センター等に当該業者における営業実態等に関する資料の提供を依頼する等の方法により、実態把握に努めるものとする。

特に、消費者から苦情等があった場合や捜査当局から照会があった場合は、その対応のみに留まることのないよう十分留意するものとする。

Ⅶ－２ 無許可業者等に係る対応について

無許可業者等に関する情報を入手した場合は、被害の拡大を防ぐ観点から下記のような対応に努めることとする。

（１）苦情等の受付

消費者等から無許可業者等に関する情報提供があったときは、極力詳細な内容（業者名、所在地、代表者名、電話番号、営業の実態、申出人氏名、申出内容を捜査当局へ連絡することの可否等）を聴取した上、次により対応する。

- ① 主務省の地方支分部局にて情報を受け付けた場合には、申出内容について聴取した上で、入手した関連資料とともに本省の苦情・相談窓口担当や監督担当へ連絡する。
- ② 連絡先が判明しない業者、入手した資料等のみでは無許可営業であることが判明しない場合は、更なる情報収集に努める。
- ③ 情報提供者から業者及び他の機関に連絡しないように求められた場合には、情報提供者に不利益が及ばないように留意する。
- ④ 無許可営業が疑われる場合には、申出人においても捜査当局へ情報提供をするよう伝える。
- ⑤ 主務省において、消費者からの苦情・照会の内容及び入手した資料、相手方の対応等を整理・記録する。

（２）無許可・無届けで商品先物取引業等を行っているおそれが認められた場合

消費者等から受理した情報や消費生活センター等を経由して提供された情報等により、業者名及び連絡先が判明しており、かつ、無許可営業に関する実態も判明している業者については、（注）の事項に留意した上で、当該業者に対し書面又は電話等により直接照会する等の方法により実態把握を行う。その結果、当該業者が無許可営業を行っているとして認められた場合には、速やかに次により対応する。

（注）無許可業者等に係る対応は、捜査当局による捜査に支障が出る場合を除くこととする。

なお、捜査当局より当該業者に係る許可の有無についての捜査関係事項照会等を受けたことをもって、直ちに、捜査当局による捜査に支障が出る場合と判断するものではないことに留意する。

- ① 無許可営業に至った原因に故意性・悪質性がなく、顧客保護の観点から問題のある業者でない場合には、直ちに無許可営業をやめるよう伝えた上で、商品先物取引業の許可申請等を求める。
- ② ①に該当せず、無許可営業の事実があったものと認められる場合には、捜査当局に連絡す

るとともに、係る行為を直ちに止めよう警告書を送付する。

- ③ 照会の結果、平成23年1月以降の時点において無許可・無届けで商品先物取引業等を行っていたものの、照会時点では商品先物取引業等に相当する行為を行っていないと認められる場合は、今後、商品先物取引業等を行わないよう警告書を送付する。

(3) 業者名公表等

警告書の送付等の措置を採った場合は、消費者に対する注意喚起のため、対象となった無許可業者等の商号、名称又は氏名（法人の場合は代表者の氏名）、判明している所在地又は住所等について、主務省ホームページにて公表を行う。

なお、警告の対象となった業者の所在地が不明な場合や虚偽である場合等、警告書の交付が困難な場合には警告書の発出を行うことなく公表を行うものとする。

(4) 警告を発したにもかかわらず是正しない場合

警告を発し、業者名等を公表したにもかかわらず、是正がみられない者、又は無許可営業の実態に著しい悪質性、明確な違法性が伴う事実を判明している者については、必要に応じ、捜査当局に対し告発を行うものとする。